

LIBRA

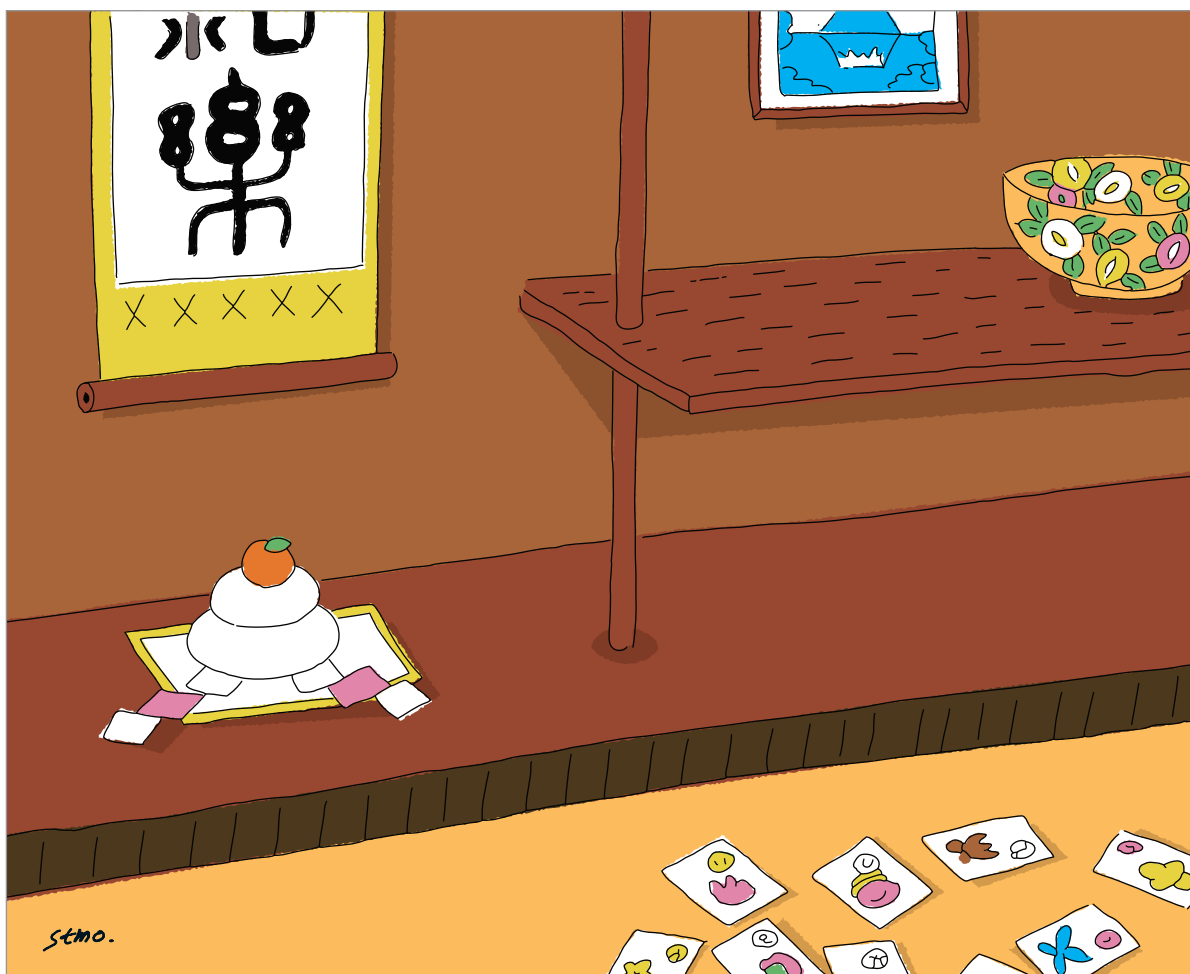
2014年 1 月号

〈特集〉

親の紛争が子どもの発達に与える影響 —離婚, 面会事件における留意点—

〈インタビュー〉

アートディレクター/クリエイティブディレクター 佐藤可土和さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2014年1月号

新年のご挨拶

02 東京弁護士会最終決算期の上方修正に向かって 会長 菊地裕太郎

特集

04 親の紛争が子どもの発達に与える影響

—離婚、面会事件における留意点—

- 1 講演「親の離婚と子どもの心理」 松谷克彦
- 2 離婚に伴う諸問題（親権争い、面会交流等）に直面する当事者に対し、子どもの福祉の実現の観点から、弁護士としてどう関わるべきか

東弁の活動

22 特定秘密保護法案に反対して有楽町で街頭宣伝活動 山内一浩

ニュース&トピックス

- 26
- ・日弁連事務次長の慰労・激励会
 - ・勉強会「死刑問題を考える」
 - ・女性団体懇談会 報告
 - ・第28回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

インタビュー

32 アートディレクター/クリエイティブディレクター 佐藤可士和さん

連載

24 秘密保護法解説：第6回 「特定秘密保護法」を廃止に！ 中本源太郎

25 プレスセミナー報告

30 常議員会報告（2013年度 第7回）

31 平成25年度（2013年度）臨時総会報告

40 常議員会議長席から

- ・活発な議論を実現 黒岩哲彦
- ・常議員会「副」議長とは 成田慎治

42 東京弁護士会市民会議：第31回 弁護士の活動領域の拡大について

44 今、憲法問題を語る

第32回 シンポジウム「憲法改正の動きの先にあるものとは」

—靖国問題と自民党憲法改正草案から考える— 中本源太郎

45 ジェンダーNOW!：第7回 デートDVとその防止 本多広高

46 近時の労働判例

第14回 最高裁平成24年11月29日判決（津田電気計器事件） 大野俊介

48 東弁往来：第31回 法テラス茨城法律事務所 和田 恵

50 わたしの修習時代：修習生時代・思い出すまま 6期 内藤 功

51 65期リレーエッセイ：1年目の気持ちを忘れない 永野 亮

52 お薦めの一冊：『夏を赦す』 白井潤一

53 コーヒーブレイク：バランスボールはいかが？ 古平江都子

54 旧会館時代の思い出〈後編〉 小林博隆

58 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

60 会長声明

70 インフォメーション

新年のご挨拶

東京弁護士会最終決算期の 上方修正に向かって

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎



新年あけましておめでとうございます。

任期もあと3ヵ月。企業でいえば3四半期の決算報告をして、最終決算期の年間業績の下方ないし上方修正が検討される時です。企業には株主というオーナーがいて、株価判断のための正確な情報公開が求められます。翻って我が弁護士会のオーナーは会員でしょうか？ 市民（国民）はステークホルダーに止まるのでしょうか？ 弁護士会の業績とは何で、株価という価値評価基準みたいなものが弁護士会にもあるのでしょうか？

弁護士自治を付与し、弁護士の自律を促しているのは、まぎれもなく市民であって、弁護士会が弁護士自治にその基盤の存立を置く限り、オーナーはまさしく市民であります。私たちはこの市民の付託に応えるべく、疑いのない自治能力を示さなければなりません。年度当初はいきなり不祥事対応に追われ、残念ながらマスコミ・世論の不評・不興にさらされました。預り金規程を厳格化し、

市民窓口に3つの対応チームを設置し、これまでのリピーター（苦情が繰り返しなされる会員）への事情聴取と指導監督を強化し、成年後見人制度の推薦規則を厳格化し、会が新商品の保険に加入するなど制度の大幅な見直しをしました。

弁護士自治のベースとなる弁護士法第1条は、私たち弁護士に人権擁護と社会正義の実現という使命に基づき、社会秩序の維持と法律制度の改善に努力しなければならないとしています。憲法改正はか否かの議論があっても、憲法第96条改正には、会内ほぼ一致して反対しました。

今般の特定秘密保護法は、今後も法律家の良心として、主義主張を超えてその危険性を訴え改廃していかなければならないし、その活動の中心として東弁の各関連委員会の活躍は頼もしい限りです。秘密に守られた日本版NSCと防衛大綱、そして仕上げは集団的自衛権行使を容認する国家安全保障基本法案が待っています。共謀罪も控えています。

弁護士会は、オーナーである市民から付託されたミッションとして、全力でこの動きを阻止していかなければならないと考えます。

弁護士会は、そうは言っても会員の皆様の会費に支えられているわけで、出資者である会員も紛れもないオーナーであります。オーナーの理解と支持を失えば命運は尽きます。弁護士会の職能団体としての機能は、法曹人口増大と国民人口収縮の時代（弁護士会のデフレ時代）にあっては一層強く求められています。2013年から始まったクラス別研修。この一年間を総括し、更なる充実に向けて態勢を強化していかなければならないし、新進会員活動委員会や弁護士研修センター運営委員会を先頭に若手会員支援策にあと一工夫欲しい。2月には、中小企業法律支援センターが立ち上がります。事業再生、事業承継など中小企業の支援のために、中小企業庁や都とも連携し、大きな仕掛けを構築しなければなりません。都・区など自治体と連携し、法律相談事業はじめ法教育、学校問題、条例づくり、公債権回収……枚挙にいとまのない活動領域の拡がりをこの3ヵ月のうちに展望してその足場を造りたいと思います。

職能団体機能とは、弁護士の公共団体機能とコラボして弁護士の高そうで実はそうでもないかもしれないステータスとポテンシャルを高めることを意味します。「職業

としての弁護士」は実入りの良い仕事ではない意識から始まるようです。結果としてそうであればそれにこしたことはありませんが、市民のための公共というプロフェッショナル性にこそ、その神髄みたいなものがあるのではないかと思います。オーナーである市民と会員のコラボが必要です。

私の任期はあとわずかですが、来年度も含めて本当に勝負の年です。法制審特別部会で議論の山場を迎える新時代の刑事司法制度改革を真の改革に仕上げなければなりません。

東京弁護士会の委員会を中心とする底力を発揮するのは「今」です。

覚悟と期待を込めて上方修正をアナウンスします。今年もよろしくお願いします。



雨乞いの馬像 貴船神社(京都市)

親の紛争が子どもの発達に与える影響

— 離婚、面会事件における留意点 —

離婚事件を取り扱った弁護士であれば、親権帰属、子どもとの面会交流について頭を悩ませたことがあることでしょう。

現行民法では、離婚後、片方の親が親権者となりますが、親権者が子どもを養育監護することがほとんどです。親権者でない親は、子どもから引き離され、その養育、教育から排除され、わずかな面会交流の機会も、十分確保されないこともあります。

このような親権者指定と面会交流の実務のあり方が、子どもの成育に重大な影響を与えているのではないかと危惧を抱く方も多いのではないのでしょうか。

今回の特集では、児童思春期精神科医の松谷克彦先生の日本弁護士連合会主催ライブ実務研修におけるご講演（「親の離婚と子どもの心理」2013年9月19日）をご紹介します。

離婚が子どもにとって重大な喪失体験であること、喪失体験から立ち直り、精神が再生していく過程において、親権者の子どもへの接し方、親権者自身の精神状態が大きく関わること、時に親権者が子どもに服従を強いていること、その服従や親権者への忠誠心が喪失体験からの再生

を阻害することがあることなど、離婚から立ち直ろうとする子どもの精神の構造と親の関わりについて非常に論理的かつ明快に解説されています。子どもの真の意思を読み取るために、実際に子どもに起きている「現象」を理解し、想像力を働かせてその真意を読み取ること、「現象」の理解と想像においては、「小さきもの」（ちょっとした態度や、表現）を重視すべきであるということは、実務に携わる弁護士にとって重要な示唆とも言えます。

対談、質疑応答においては、上記で示された子どもの精神に与える影響、子どもの心の読み解き方を、弁護士が取り扱う具体的事例に則して解説していただいております。離婚事件、面接交流事件を取り扱うに当たり、参考にしていただければ幸いです。（富田 寛之、町田 弘香）

CONTENTS

- 1 講演「親の離婚と子どもの心理」
- 2 離婚に伴う諸問題（親権争い、面会交流等）に直面する当事者に対し、子どもの福祉の実現の観点から、弁護士としてどう関わるべきか

1 講演「親の離婚と子どもの心理」

児童思春期精神科医
（ファミリーメンタルクリニックまつたに院長） 松谷 克彦



第1 はじめに

1 知識よりも現象の理解

今日お伝えするのは、現象についての横並びの知識ではなく、現象の奥で働いているプロセスに対して

どのようにアプローチをしていったらいいかということとです。

2 現象の奥にあるものへの想像

表現されたものの奥には表現され得なかったものが

あるわけで、その表現され得なかったものをどう想像していくかということになります。

3 真実は小さきものに宿る

ちょっとした子どもの言葉の端々とか態度とか、それらの変化とか、そういったものにたぶん表現され得なかった真実というものは宿っていると思います。

第2 離婚=喪失体験

1 喪の作業

(怒り→嘆き→悲しみ→諦め→癒し→再生)

(1) 離婚を、両親そろっての家族というものの喪失と言うならば、それをどう感じ、どのように表現して、どのように乗り越えていくのが大切です。

人生においては、何かを失うことがあります。そういうとき、まず怒りが出てくる。次に嘆き、それから、失ったものはどうしようもないということを受け入れる段階になって悲しみというものが出てきます。その後、諦め、癒しを経て、再生という、こういうプロセスを取るんですね。もちろんこれを子どもが1人でやるわけにいけないので、大人に支えられながら、どうすれば行えるかということになります。

(2) 離婚は、再婚もそうですが、1つの家族を失う体験である。本来は嘆き、悲しみ、憂うつといった感情が起こります。ところが、憂うつへの恐れを持った子どもはそういうふうにならない。例えば躁的になる。妙にハイテンションになって多弁とか多動だったり、元気いっぱいになったりします。あ

るいは、怒りの感情のみが持続する。または無感覚になって、喜怒哀楽という感情がすべて動かなくなるということ。それから過度に自責的、全て自分のせいじゃないかと思ってしまうようなこともあります。

こういう子どもには、憂うつになることへの恐れがあります。何で恐れているかという、憂うつになるというのは無気力になったり悲観的になったりするわけですね。自分の弱い部分とかうまくやっていけないところが露わになり、みんなに知れるところになります。そういうときにちゃんとケアされる確信のある子どもはそれが出せるけど、周りにケアしてもらえないんじゃないかという恐れを持った子どもは、こういうふうになれないんですね。

(3) 怒りと悲しみは、どちらも思うようにいかない時の反応ですが、怒りというのは非常に防衛的な感情です。悲しみというのはより素直で傷つきやすい感情なんですね。

怒りについては、相手から受け入れられなくても、さらに防衛的に怒るという手段をとれます。これに比べて悲しみは、それを表現して、周りから「それぐらいのことで悲しいってばかじゃないの」とか言われたりすると更に落ち込むわけですね。ですから、怒りよりも悲しみのほうが傷つきやすい感情です。傷つきやすい感情を出せるということは傷つけられないという確信がある場合です。悲しいという気持ちを出したら傷つけられるんじゃないだろうかと、そういう体験があって周りが信頼できないとなると、悲しいという感情を出せなくて、怒りの感情ばかりが出てしまうことになります。

2 喪失を巡る葛藤に子どもは巻き込まれる

- (1) 同じ喪失でも、死別と離別とはまたちょっと違うんですね。離別の場合、子どもも当事者になって、その後のいろいろなことに巻き込まれてきます。ですから、それで余計、喪の作業ができなくなります。

離婚では、その後の夫婦関係に巻き込まれます。親権とか監護権とか面会交渉、養育費などは離婚の際の交渉の材料にされることになります。そのこと自体が子どもの安心感を脅かすことになりま

- すし、喪の作業を進めることを阻害することになります。
- (2) 葛藤に巻き込まれることは、子どもによる操作が可能になるという形で出る場合もあります。例えば離婚してお母さんと生活しているとします。お母さんとうまくいかなかったときにお父さんのほうに行けばよかったという形で、体験した自分の痛みを逆手に取って親を操作するということもあります。多くは同居する親をサポートするという方法で使用されますが、そういう意味では子どもの言動が夫婦の係争関係を左右する場合もありますし、そういうことが子どもに意識されるということも、子どもにとっては幸せなことではないと思います。

操作可能性というものは、子どもに万能感を持たせます。そのことは、子どもの喪の作業、憂うつになって、いろいろな気持ちを素直に出すということをやはり阻害します。

- (3) 離婚によって、子どもにとって新しい環境がつけられますが、子どもはそこに適応していかなくてはいけません。この適応が子どもにとって無理がある場合、そういう状況に子どもが適応してくるということが本当に成長なのか、「適応」しているよ

うに見えるけど、それは単なる「服従」ではないのかということも考える必要があります。実は服従であって、例えば小学校の低学年で始まったとしたら、思春期になって、そのことに対する反発が非常に激しいものとして現れることもあり得るわけです。

3 医療が関与するとき

私は医療という立場でこのようなことに関与していますが、どういうときに医療が発動されるのでしょうか。子どもが症状とか問題行動を通して自らの行き詰まりを訴えたときに、その心理状態を理解して必要なケアをすることが医療ケアの目的であると考えています。

いろいろな主訴で子どもは来ますが、初回面接でまず目指すことは何なのか。親が連れてくるわけですから、親から見て主訴が生じてくるわけですけど、その親の主訴をいかに子どもの主訴に組み替えていくか。親から見て困ったことが、実は子どもが困っているからこうしているんですよ、と、子どもの主訴に組み替えていくことが最初の仕事です。

いくつか例を挙げますが、暴れるという話が出たときに、理由を考える。この子は不安でたまらなくて暴れることでしか自分を守れないから、暴れているんじゃないか。あるいは、暴れることでしか自分のことを顧みてもらえない、だから暴れる。または暴れると不仲なお父さんとお母さんが話し合いをする。だから、夫婦の冷戦状態を救うために暴れているということだってあり得るわけです。そんなふうに親の主訴からどのように子どもの主訴に組み替えていくかということが大事になってきます。

4 離婚に巻き込まれる子どもの心の揺れ

(注) 以下の症例はいずれも架空のものです。

症例 A 父親の行動を恐れる母親に共感するしかない小4男子

DVでお母さんと家を出て、その直後に離婚が成立しています。1カ月後に夜が怖いと訴えたために初診になっています。お母さんは夫婦間でお父さんがいかに不当な仕打ちをしたかという分厚い文章を書いて持ってこられました。また、お母さんもお父さんに会うということを極端に恐れて、お父さんの仕事の休みの日はお母さんと子どもでホテル暮らしをしていると。

お母さんは、とても不安の強い人です。そこまで怖がらなくてもいいのではないかというぐらい過剰に怖がって、父親というものを恐ろしい存在に仕立てあげている。実際そういう部分はあるかもしれないけど、若干お母さんがそういうふうに行っているところもあるわけですね。

子どもはお母さんの不安に完全にのみ込まれている感じです。ですから、本当はお父さんと別れて、お父さんに対するいろいろな気持ちがあり、怒りもありますが、楽しい思い出もあったわけだから、お父さんを失ったということに対する喪の作業が必要であるにもかかわらず、お母さんの不安にのみ込まれてしまっているんですね。

面接場面でどういうことが起こるかという点、お母さんが「この子どもきっと怖いんだと思います」と言う点、その横で子どもは「お父さんが怖い」と言って涙を見せるわけですね。そうすると、お母さんは大きく横でうなずく。でも、見ている私からすると、まるで劇のようで違和感があります。

この子はお父さんが怖いという言葉を行っていますけど、いろいろな思いが入っているわけですね。お父さんを求める気持ちを抱くことが怖い、お父さんを求める気持ちを母親に知られるのが怖い、お母さんに知られて叱責される、または捨てられるのが怖い、お父さんを求める気持ちが高まって、自分がどうにかなってしまうんじゃないかというのが怖い、お父さんという言葉から誘発されるお母さんの極端な行動が怖い、そういう表現し得ないものをいろいろ持っているわけです。

この場で「君にはそういう気持ちはあるよね」と言っても、子どもはお母さんの不安にのみ込まれていますから、「そうです」とはなりません。ただこの子の表現しているのはある一面であり、その裏にいろいろな気持ちがあるんだなということを考えておく必要があるわけですね。

ゆくゆくはお母さんに、「この子はお父さんが怖いと言っているけど、この子なりにお父さんに対する思慕の情もあるんですよ」ということをお伝えしたいのですが、それができるのは、お母さんがそのことを受け入れられるようになってから、お母さんの不安がある程度収まってからということになります。

この場合は親の側からの一方的な一体化願望というものがあって、そういうものにのみ込まれた子どもということですね。

症例 B DVで避難した母親に連れられて家を出た小4女子

DVで避難していて、離婚調停中で情緒不安定になった母親と小4の子ども。お母さんは自信がなくて情緒不安定、お父さんは自分のペースで持っていこうとする。この子は自分の持つ発言の意味、影響力が

大き過ぎて、結局何も言えなくなってしまう。要するに会いたいと言うとお母さんを裏切ることになるし、会いたくないと言うとお父さんを裏切ることになるわけですね。どちらも言えなくなる。

そういう板挟みになって子どもは自分の意見が言えなくなっている。でも、これはそれだけ彼女の発言に影響力があるということで、操作可能性もあるということになります。それを今度は親との関係で使う、例えばお母さんとの厳しいやりとりになったときに、私はお父さんに会いたいなどと言って、お母さんをいじめるわけですね。そうすると、情緒不安定なお母さんはまたきーっとなっちゃったりするわけですね。

子どもを取り込もうとする親の意識が、離別から来た子どもの喪の作業を阻害し、喪の作業が停滞しているという形です。

症例 C 離婚が剥奪体験であった中1男子

剥奪体験（離婚が、喪失と言うより剥奪として体験）のケースです。お父さん（継父）の財布から高額紙幣を抜き取ったという中1男子で、継父は、罪悪感が全くないと言って怒っている。

お母さんは、この子を妊娠中に離婚して、実家で暮らしていました。この子が小学校1年のときにお母さんが再婚し、この子は「東京に行きたい?」と言われて「うん」と言ったら引っ越し先にお継父さんがいた。それから妹が生まれる。離婚、再婚があって、その後に子どもが生まれると、母と継父と、下の子どもの3人が1つのユニットになり、連れ子の上の子どもはどうしてもその中で異物になってしまう。

この子は、もともとの家族を失い、再婚によってお母さんとおじいちゃんおばあちゃんと暮らした一時

期の家と家族も失った。その後、妹が生まれて、お母さんを取られた。その後、おじいちゃんとおばあちゃんが亡くなって、奪われ尽くされたという感じですね。盗みというのは世界から剥奪されたものを取り返す権利の行使ということですね。ですから、失ったものにどう焦点を当てるかということになってきます。

第3 子どもの情緒発達過程

1 生育のプロセス

子どもがどういう気持ちになっているかということを理解していくためには、子どもが育ってきたプロセスをひもとくという作業が必要となります。

2 生後～3歳：気質から2者関係

赤ん坊は不安でいっぱいです。適切にケアされなければ生きていけない存在です。赤ん坊の不安というのは、大人に激烈なことが起こって不安になるときの不安に近いです。例えば自分がばらばらになるとか、奈落の底に落ちるとか、魂が抜けるとか、途方に暮れるとか、そういう不安を赤ん坊は持っています。

その後、母性的な対象との愛着関係の中で、自分というものがまとまってきて、統合された自分と時間の連続性というのが出てくる。このあたりが基本的な安心感。人生では、いろいろなことがある、でも何とかなるだろうという安心感ですね。それがあるかないかは非常に大切で、そういう意味では3歳までというのはとても大事な時期なんですね。

この時期に適切なケアを受けるということは非常に重要で、この時期にネグレクトされたケースでは、発育

が遅れます。子どもは、食べ物を与えられるだけではなく、言葉や、手を掛けられて、関わってもらふことによって、3歳までに爆発的に発達するわけです。

この時期に子どもがやることは、食べること、出すこと、寝ることです。これは人間が生理的に生きるために必要なことです。生理的なことだけど、対人関係のひな型でもあるわけです。食べるというのは取り入れるということ、出すというのは自分の中に生じた感情を出すということ、寝るというのは休むということです。対人関係でもいろいろなものを取り入れて、不要なものとか、自分にとって抱えるのが適切ではない感情を排泄する。それができることによって心も健やかにになります。

3 3歳～5歳：3者関係から集団

より葛藤的な、ままならない外の世界に、空間的、時間的、対人関係的に生活範囲が広がります。その広がりにより生じる驚き、喜び、怒り、悲しみ、そういうものがうまく表現できて、うまく受け入れてもらえることが、子どもたちが素直に、健やかに育っていくために、大切です。

3歳から5歳というのは幼稚園とか保育園に行っている時期ですね。その時期には、親子関係、縦の関係だけではなくて、横の関係が入ってきます。同年代の関係。その中でいろいろなロールプレイを体験します。

同年代のテーマというのは競争と協調です。ライバルなんだけど仲間である。そういう競争と協調ということを体験するのが同年代集団の意味ですね。それから、最初に母親的な存在との間で得られた安心感というものが、どのぐらい子どもの心にしっかり入っているかというのが試されるのがこの時期でもあります。

人の人生というのは、人生早期に得られたお母さん、母親的な存在との間での満たされた時間が、徐々に社会化されるほどに、薄らいでいく中で、その母親的な存在、いざとなったら自分を守ってくれる存在というものをどのぐらい信じ続けることができるかどうかということなんですね。

4 6歳～8歳：大人への忠誠心

6歳から8歳ぐらいまでは基本的に大人との関係で子どもたちは動いていきます。この時期は、大人への忠誠心が一番高まる時期です。ですから、この時期に離別とか死別とか、そういうことを体験した子どもは自分のせいじゃないかと思うし、この時期の子どもというのは他者の欲望を欲し、親の欲望、要望を先取りして答えたりします。

5 9歳～10歳：同年代関係での絆

(1) 9歳から10歳、このあたりは非常に大事な年齢で、言葉の基本構造が完成する時期です。10歳のときに話す言葉が母国語といわれます。言葉の基本構造ができるということは価値観の原形ができるということです。ですから、このときにできた価値観から人間ってあんまり動かないんです。

そのことの実験になってしまったのはオウム真理教の事件です。オウムの事件のときに子どもたちは児童相談所とか養護施設に収容されました。そのときに小学校1～2年と、3～4年と、5～6年で反応が違うんですね。

1～2年の子どもでは施設とか、常識といわれる中で生活をして、これが普通なんだと分かります。そっちに戻れます。3～4年の子どもというのはどっ

ちが正しいのかということで挑んでいきます。5～6年の子どもは、もういろいろなものが分かっちゃっているんですね。施設の職員に対して「先生方が言うのは多分正しいだろうと思う。私たちの考えは誤っていると思うし、一般では通用しないんだと思う。でも、私たちはもう自分の考えを変えることはできない。もう一遍サティアンに戻してくれ」と言うんです。これは何とも切ないものですけど、この年齢までくると人の価値観ってあんまり変わらないんです。

- (2) それから、生まれてからずっと、大人との関係が優位ですが、9歳～10歳になって横の関係が初めて優位になるわけですね。幼稚園のときの友達関係とはまた違って、小学校3～4年のときの同性との関係というのはすごく大事です。同性間の、私たちは愛他的と言いますが、親友のために我が身を投げうつくらい思いになるこの関係というのは、子どもにとって一生の財産になりえます。

ですから、例えば2年生ぐらいまでの親との関係で不適切なものがあって安心感が持てなかったりした子どもでも、ここで同年代の関係がしっかりしてると、この関係を財産に生きていけるんですよ。それぐらい大事です。

6 年齢で変わる離別体験の反応

- (1) どの時期に離別が起こるかによって子どもの反応は、変わってきます。
- (2) 3歳ぐらいまでに離別を体験すると、家族の変動はお母さんの変動を通じて子どもに伝わりますから、子どもは非常に不安定な環境の中で生きていくことになります。
- それが子どもにどう作用するのか。あまりにも不

安定な中で生きた子どもというのは、安定というのが安心につながらないです。普通、安定は安心につながりますよね。でも、不安定な中で生きた子というのは不安定のほうが安心というわけじゃないけど、安定が安心にならないんですね。ですから、安定した関係をあえて壊すようなことをすることが起こっています。

- (3) 3歳から5歳までの間にそういう体験をした子というのは、自分が外の世界に展開し始めたところで、その根本である家族というものが揺らぐわけですから、外に展開するということへの怖さというものが生じます。ですから、自立ということへの恐れが生じる可能性があります。
- (4) 6歳から8歳というところで起こると、同居の親に対する忠誠心が高まりますから、同居の親のサポーターになります。時には不安定なお母さんのナイトになったりします。子どもが親を助けたりするということもあります。
- (5) 9歳から10歳までの時期に離別が起こった場合、同年代、自分のことを分かってくれる友達がいる子どもはそれがすごく支えになります。それがいない子どもはちょっとつらいと思いますね。ただこれぐらいになってくると、結構子どもたちは冷静に大人のことを見えています。

第4 家族の発達過程

1 家族史という考え方

家族も個人と同じように、生まれて成長して死にゆくものです。結婚から家族が始まって、子どもの

誕生、思春期、子どもの結婚、親の退職、両親の死という、これが家族の1つの歴史ですね。

その中で役割の変化があるわけですね。例えば両親が結婚して子どもが誕生する。そうすると夫婦が両親になるわけです。この変化についていける場合とついていけない場合があります。

2 家族史に両親双方の源家族がオーバーラップする

(1) 子どもの発達過程に両親の源家族（父親と父方祖父母との関係・母親と母方祖父母との関係）がオーバーラップしてきます。

お母さんが娘と関わるときに、自分と母親との関係というのが必ず出てきます。娘を愛せないといったお母さんが、じゃあ、どのぐらい自分が母親から愛されていたかを考えたときに、そこが言えなかったり、頼れなかったりしたというものを抱えていらっしやることがあるんですね。「お母さんは太陽のように愛しなさい」と言われたって、もともともらえていない愛情を子どもに注ぐのは、無理だったりします。

また、お父さんと息子の関係で、おじいちゃんがすごくお父さんに厳しく、それこそ殴られて育ったというお父さんが、じゃあ、子どもにどう関わるか。極端になります。自分は殴られたから子どもに一切手を出さない。でも、それが必要なときに怒れないお父さんになってしまうかもしれない。逆に自分もやられたから、これぐらい当然ですよ、これぐらいはしつけのうちですと言って殴っちゃうかもしれない。こういうふうには、子どもとの関係には自分の親との関係、先に述べた源家族が関わって

くるわけです。

(2) また、夫婦というのは鏡のような関係で、やっぱり似たような人が一緒になるんです。子どもの相談をするとき、例えば自分の家族はまっとうだけど、お父さんの家族はいかに病んでいるかということを話してお母さんがいます。でも、本当は鏡なんだと思います。ですから、ご夫婦の係争に直面したときにはどちらかの家族のみが病んでいるということはないと思っていただいたほうがたぶん安全だと思います。

3 その家族の「物語」「神話」がある

家族には物語というか神話があるんですね。なかなかそれから自由になれないんです。

例えばお父さんが必ずアルコール依存症になるおうちにあります。そこに育った娘というのは自分の夫には依存症になってほしくないと思い、そうなりそうもない夫を選ぶんです。でも、不思議なことに5年ぐらいたつと、その人がアルコール依存症になったりするんです。そういう、家族の物語、神話のようなものがあるので、そういうものを見つけていくと、理解が深まるのではないかなと思います。

第5 愛着

1 愛着とは

愛着とは、対人関係の基本を成すもので、生後半年から1歳半までで形成される、ここがポイントなんですね。だから、この時期に変動があったり、養育者の頻回な変更等があった場合は、愛着というものは育たなくなります。そうすると、感情がうまく表現

できなくなる。感情の表現は、ちゃんと愛着が受け止められるということが前提でできるわけですけど、そういうことができなくなってしまう。

2 健康な愛着と歪んだ愛着

愛着には、健康なものと歪んだものがあります。支配的だったり、他者の要求の延長に生きるとか、他者によるコントロールということで、主体というものが非常に損なわれているというのが歪んだ愛着の特徴です。

第6 子どもと両親がどこまで育っているか

1 子どもはどのように育ってきたのか

子どもの理解を、情緒発達過程の確認、どのような人とどのように関わってもらって子どもが育ってきたかということ、それから、お父さん、お母さんの情緒的な発達がどうなのか、また、家族の物語などから、考えていきたいと思います。

2 子どもと親のつながり

離別を体験した子どもの多くは同居の親のパートナーになります。どうしてもそうならざるを得ない。子どもとしては、今同居している親に捨てられたら天涯孤独になっちゃいますので、今いるお母さん、お父さんを助けようと思います。そして同居の親の欲望を自らのものとする。それがいき過ぎると同居の親の病理を引き受けることになってしまい、自らの人生を生きられないということが起こります。そして、パートナーでいることに行き詰まりが生じると、症状とか問題行動を起こします。

同居していない親とは意識下ではつながっているんですね。本当はつながりたい気持ちもあったりする。でも、それはなかなか表面化しないです。ですから、同居の親の欲望から自由になると、一緒に住んでいない親への本心が語られるということなんですね。

これをどのように支援していくか。これは1回や2回で済むことではないですね。年余にわたることになります。どのようなプロセスの中で子どもがどのような気持ちになるのかということについて、ちょっと共有させていただけたらと思います。

症例D お母さんのお世話役を引き受けて解離の中でしか反抗できない小5女子

- (1) 衝動行為と解離、例えばベランダから飛び降りようとして後で覚えていないとか、学校から帰るときに行方不明になるけど覚えていないということで受診になりました。
- (2) 両親はこの子が小1のときに別居。2人姉妹ですが、7歳上の姉は父親に引き取られて、情緒不安定で怒りが身体化しやすいお母さんとこの子は同居せざるを得なかった。もうすでにお母さんのお世話役としてあてがわれたという感じになっていますね。
- (3) この子は初診時にまず私にプレゼントを持ってきます。大人との関係というのはまずプレゼントをするということ。プレゼントをする人というのは、関わる怖さをプレゼントで紛らわせようとしているということではないかなと思うのですが、相手の機嫌を取るみたいなことをするわけですね。ですから、彼女にとって大人は頼る対象というよりも、与える対象というふうに認識されているということが初

対面の感想でした。

別居されて不安定なお母さんのケアをせざるを得なかったということは最初から明らかなので、できればこの子の気持ちを聞こうと思って、お母さんとこの子と別々に話をしようとするんですけど、それができない。分離しようとする、この子は「お母さんと一緒にいい」と言うんですね。でも、これはお母さんの願望でもある。お母さんはこの子を頼りにし、しかも自分が不安定なので、この子が自分を裏切るんじゃないかということを常に恐れている。この子はお母さんが恐れていることを分かっている、お母さんが言う前にお母さんと別々は嫌ですと言うんですね。お母さんの願望を先取りしてこの子は言っているということです。仕方ないから同席で話を聞くことになります。

- (4) 妊娠中からお母さんは寝たきり状態で、出産後、寝ていることが多くて幼稚園はほとんど行けなかった。一方でお母さんは神経質で、自宅では生活面の細かいことまでこの子に厳しく指示をしていた。それに対してこの子が不満を言うとお母さんは不調になる。だから結局この子は不満を感じてもお母さんに言えなくなってしまっていたということなんです。

おばあちゃんとかに頼らなかったんですかという話になるわけですけど、お母さんは母方祖母を頼ることはできなかった。おばあちゃんは地方の旧家の出身で非常に厳しく、お母さんは高校生までは優等生として我慢して生きてきた。それが窮屈だったから、上京してからはほとんど連絡も取ってなかった。だから頼れない感じだったんでしょう。もともと優等生で育った人だから、なかなか人に助けてもらうということが上手ではない。

一方でお父さんは、情緒に流されないマイペースな人だった。そこが不安定なお母さんから見ると揺るぎない、頼りがいのあるような男性に見えた。このお父さんもこの下の子の出産までは実家を頼れないお母さんを支えようとしたけど、この子が1歳のときに事業を立ち上げてからはほとんど家に帰らなくなってしまった。その後、別居があって、お姉ちゃんを引き取った。お姉ちゃんはそういうわりと身体症状を起こすお母さんに対して、もう思春期に入っていたので批判的だったので、そのお姉ちゃんをお父さんは引き取って、この下の子は残した。こういうシチュエーションなんですね。

- (5) そうなると、この子は、お母さんを支えなければという忠誠心が高まって、お母さんのお世話をする。学校でも勉強で頑張って、友達関係も快活で、みんなに好かれる子どもだった。どう考えたって無理があるわけですね。これは成長とか適応じゃなくて服従です。
- (6) 5年生になって第2次性徴が始まって、思春期に入ると攻撃的な衝動とか性的な衝動が高まってくるわけですね。その中でこれまでの対人関係のありようでは収まらなくなってきた。ただこの子は怒りを出すことができないので、結局自分では覚えていないというところで、ベランダから飛び降りようとしたりするわけですね。でも、そういうことをしてしまうということは、この子にとって都合の悪いこと、この子にとってもお母さんにとってもあってはならないことなんですね。ですから、それらが封印されて覚えていないという状況の中で起きているという話ですね。

症例 E お母さんに見捨てられる不安を向けられていた小1男子

- (1) このうちは2歳で離別して、小1で再婚。その後、継父に懐かないで激しいけんかの日々が続いた。学校でも落ち着きがなく、教室を飛び出してほかの子がけがするほどのけんかになっていた。養護教諭やスクールカウンセラーと話して、懐きそうになったこともあるが、しみりと話ができるようになってくると、それ以来、来なくなった。自分から関係を壊すように見えた。
- (2) その後、衝動のコントロールが悪くなったので受診になっています。初診のときに言葉ではあんまりうまく説明できないので、「絵を描いてみて」と、お母さんに説明してもらっている間、絵を描いてもらうんですけど、そうしたらいろいろな絵を描くんですね。この子は殺人とかギロチンとか、破壊衝動にまつわる絵を取りつかれたように描いていた。そういう自分の抱えている破壊衝動に圧倒されているみたいでした。
- (3) 両親の結婚からひもといて考えていくわけです。母方祖父母にひどく反対された結婚で、お父さんも無職だったと。妊娠中からお母さんは不安でいっぱいだったと。妊娠が分かったときにこの命は殺せないと思った。そこで殺すという言葉が出てくるわけですね。この命を守らねばとかだったら分かるけど、この命を殺せないと言って、殺すという言葉がここで出てくるわけですね。この言葉の中にお母さんの持っている非常に激しい衝動というものを感じられますよね。

お母さんには、妹に比べて自分は愛されていないという思いがあって、自己評価が低かった。愛

されたいという気持ちが強かったので、思春期から年上の男性との恋愛関係を繰り返していた。でも、自己評価が低いので、恋愛関係がある程度続くと捨てられるんじゃないかという不安が起こるわけですね。そうすると、捨てられる前に切るという形で、自分のほうから一方的に別れるということを繰り返していました。

お母さん自身が見捨てられるという不安が強く、見捨てられるのではないかという不安が起こると、自分から相手を切るか、相手に対して執拗に攻撃をして、本当はそれでも見捨てられないということを目指しながらも結果的に関係を破壊していたということになるんです。これがその後の子どもとの関係に反映されているわけですね。

- (4) そういうふうには、お母さんは挑発をしていたわけですけど、そのうち今度は子どものほうがお母さんを挑発するものへと変わってきた。周りを怒らせて、周りが怒る、怒りをぶつけられる、そのことがこの子にとっての発散になっているという。逆説的な話ではありますが、長年怒られることで大人との緊張感を逃れてきた人はそういうふうになっちゃうんですね。

要するにお母さんと自分、お父さんと自分との間で緊張感が起こる。そしてそれがどういう形で解消されるかという、ひどく怒られるとか、たたかれるとか、それが終わるとお母さんは優しいお母さんに戻るとか、お父さんも優しいお父さんに戻るということを体験した子どもは、相手の関係で緊張感が起こると、自分が怒りを出すのではなくて、相手を怒らせるように仕向けて、相手から怒られることが怒りの発散になるという自虐的な発散の

形を取るようになってしまうんです。この子はそういう形を取るようになってしまった。

- (5) その後、継父とお母さんはこの子のことで激しいけんかとなり離別になり、この子はお母さんとのけんかを繰り返しながらも、お母さんと継父の間で生まれた妹の世話をしている。結局、夫の役割をしているということになってしまうんですね。
- (6) そういうふうに症例DとEというのは親の抱えた病理というものを子どもが引き受けざるを得なくなってしまうというケースです。

症例F 家族の物語に翻弄される小3男子

- (1) 1年生で両親が離婚しています。かわいがっていた妹に理不尽なことを突き付けて暴力的になったということで受診になります。お母さん自身も常に何かに怒っている人ですが、自分が怒るというよりも周りの人の怒りをあおって、けんかさせるという、ちょっと操作的な感じの人でした。
- (2) 母方祖母はお母さんが小3のときに離婚しており、その祖母は、お母さんの兄ばかり大事にして、お母さんはいがしろにされた。お母さんはひどく寂しい思いをしたけど、自分は悪い子なんだから仕方ないからというふうに納得していた。もう1つ前の世代、おばあちゃん自身も第3子次女で、ないがしろにされたという思いのある人だったんですね。

お母さんのお兄さんは離婚して、おばあちゃんと同居している。自立し損ねている。おばあちゃんが一番上のお兄さんというのも結局実家から出られない、アルコール依存になっている。「長男」が家から自立できないというおうちなんですね。お父

さんは、2人兄弟の第1子長男で、父方祖母に溺愛された。その結果、このお父さんの持っている、愛されている自信のようなものにお母さんは惹かれて結婚したんですね。お父さんは知的には高いんだけど、溺愛されて甘やかされた人だから抱える力は弱くて、追い詰められると暴力的になる人です。ですから、お母さんにたき付けられるままに長男のF君を徹底的に責め続けた。その長男への理不尽な暴力が原因で離婚になっています。

- (3) お母さんはこの子に構ってほしくて小言を言いつつ、この子をいら立たせる。お母さんとこの子と2人で面接をすると、お母さんのほうがこの子に構うという、その姿はまるでつれない彼氏に甘える彼女のような雰囲気だと。そこに妹が入ると今度はお母さんは途端に妹にべたべたして、この子の羨望を刺激する。そういう中で結局この子もなかなか自立できない。
- (4) 結局お母さんとの関係にとらわれている中で自立できないということが、3世代にわたって起っていると、そういうことなんですね。

第7 目指すべきもの

以上のようなプロセスの子どもに会って、私たちがどういうことを目指していくのかということですが、単に症状が改善するとか、問題行動がなくなるということではなくて、この子たちが生きていくために望ましいスタンス（大人を頼ることができること、ままならないことに対して悲しさを表現できること）を身に付けることが、目指すべきものです。

2 離婚に伴う諸問題(親権争い、面会交流等)に直面する当事者に対し、子どもの福祉の実現の観点から、弁護士としてどう関わるべきか

児童思春期精神科医 松谷 克彦

第二東京弁護士会会員(54期) 広瀬めぐみ

対話講義

広瀬：子どもが同居している親の欲望から解放されると、同居していない親への本心が語られるようになるということですが、本心の見極めのメルクマールは为什么呢。

松谷：人の心は矛盾が多いので、表現されたもののみでとらえるのではなく、その裏にどういう気持ちがあるかを聞く姿勢が必要です。

会いたいという気持ちに気付くことの怖さもあってりしますし、そういう気持ちを持ってそれを表現すると同居の親から捨てられるのではないかとってしまうので、会いたいとは言えないこともあります。

そこをあえて「でも本当は会いたいよね」ということは聞きにくく、聞くこと自体、子どもにとって侵襲的になるところもあり、そこへのアプローチは慎重にやるべきと思います。「どうなの」という聞き方をすると、子どもは萎縮するし、そこで発せられた言葉が大きな重みを持つものだと身動きが取れなくなります。

ですから「あなたの置かれている状況も大変だよね。でも私があなたの立場だったら、会いたくないという気持ちもあるけど、心の底に会いたいという気持ちもあるかもしれないな」というようなことをつぶやくように言って、それに対する子どもの反応を見たりすることはありますね。

そこで子どもがにやっとしたり、逆にめっそうもない、みたいな感じで極端な反応をするときは、ちょっと当たったのかなと思ったりもします。

私だったらこう、みたいな感じで話して、そういう気持ちがあるということ子どもにとって受け入

れやすくしてあげるということですね。間接的な表現で、そういう気持ちを抱くことが悪いことではない、ということが子どもに伝わるといいと思います。

広瀬：子どもの本心というのは難しいと、先生のお話を伺って思いました。

松谷：人間は、本音を全部言うとか関係性が成り立たなくなる。それは子どもも分かっていて、言うに言えないものがあるだろうとか、自覚することすら難しいこともあるんだろう、というところを理解しておくことですね。自覚をしていない子に、例えば「怒りの感情があるよね」と言っても、「分かりません」という話になりますよね。

広瀬：治療の最初の段階で、親のほうの主訴というものがあるわけですね。先生は、親の主訴を子の主訴に組み替えるとおっしゃいましたが、それは、その子どもがやっていることの原因は親にあるという意味ですね。それを親が受け入れられないときに、スタートできるのでしょうか。

松谷：そこが最初の段階でしっかり共有されて始めるのが望ましいです。そのボタンの掛け違いは、後でこんなはずではなかったという思いをひきおこすので、最初の段階で、この面接では何を指すのかというところをお伝えします。時にはそういう目標であれば了解しかねるということもありますが、子どもにとって何が必要なのかという説明を丁寧にすれば、分かっていたいただけることが多いと思います。

広瀬：子どもの治療とは为什么呢。

松谷：治療とは、症状の改善のみではなく、症状の背景にある対人関係の葛藤を解決することです。そのためには、受け入れがたい自分のある部分と

向き合って、それを受け入れていくということが必要になってくる。

治療として、私はなるべく薬を使わないと言いましたが、薬を使って症状を治めるというのも、治療としてはあると思います。風邪薬はそういうことです。風邪薬は、風邪のウイルスをやっつけるわけではない。風邪薬を飲むと症状が治まるわけです。それを治めているうちに風邪のウイルスが抜けるので風邪がよくなる。これも1つの治療です。ですので、薬である程度不安を鎮め、そうすることによって自然治癒力が働いて少しよくなっていくということもあるので、薬も1つのやり方ではあると思います。

もう1つの治療は、サポートティブなセラピーです。「大変だね。よく頑張っているね」とねぎらわれることによって、「大変だと思っていいんだ。大変な状況を分かってくれる人もいるんだ」と、安心してよくなっていくケースもあります。逆に言うと、普段、それだけねぎらわれていないということなんですけどね。

ただ、人生早期にいろいろなことを体験した重症なケースの場合は、自分の抱えているどうしようもなさ、傾向、そういうところを認識していく必要が結局はあると思います。そこを直面できないことが、不適応な行動を引き起こすということであれば、そこに向き合っていくことが必要になってきます。

広瀬：面会交流について、子どもが嫌だと言っても、家庭裁判所からは必要だと言って、命じられることもあります。そのような場合、子どもの精神の安定のために、注意しなくてはならない点はなんですか。

松谷：子どもは、そういうときに、大人は会いたくないという自分の気持ちを分かってくれるだろうという幻想が崩れて、大人に対する一種の失望、喪失体験を感じるようになります。会いたくないのに会うことになっちゃった、悲しいし、残念だし、どう関わっていいか分からないという戸惑いもあります。そういった気持ちを子どもが表現できる場があるかどうかですね。

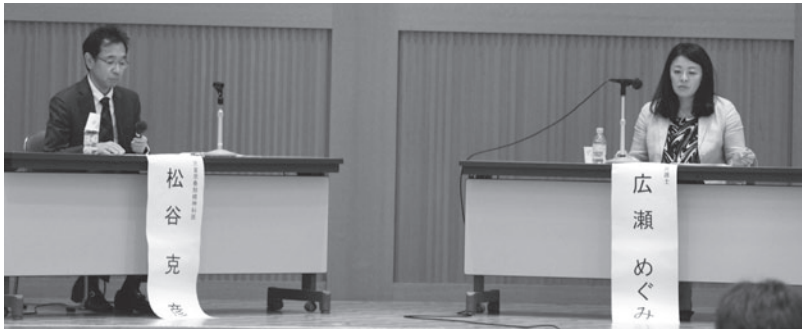
離婚と同じく、これも子どもからいうと理不尽なことですね。その理不尽なことに対する怒り、悲しみ、心の底にひょっとしたらあるかもしれない会いたい気持ち、そのようないろいろな気持ちをもつ。それは当然だよということで、そういった気持ちを分かってくれる大人もいるということを伝えることが、子どもを乗り越えさせるために必要なことだと思います。

広瀬：子どもと一緒に住んでいない親に会いたいと思っていても、会えない場合は、どういうふうに声を掛けたいのでしょうか。

松谷：思うようにいかないという意味では先のケースと同じですね。思うようにいかないことに対する怒りとかそういうものをしっかり吐き出せるということが必要です。

会いたいと自覚している場合と自覚していない場合によって違いがありますが、会いたいということが自覚できているのであれば、「会いたいけど会えないということについてあなたは非常に残念に思っているよね」という話はできますよね。そういう話することは、子どもにとってはすごく意味があることだと思います。

会いたいという気持ちがあるのに、同居してい



る親の手前そういうことが言えないとか、言いにくいというとき、子どもと1対1の場面で、子どもの思いは理解していること、会いたい気持ちになるのも当然だということを伝えていく。その上で、ままならないことに対してのやりきれない気持ちも共有できればいいと思うし、継続的に話ができる可能性があるのであれば、電話番号を渡して、何かあったら力になるよという形で少し関係を残しておく。

広瀬：最終的に、先生の治療の目指すところはなんでしょう。

松谷：症状とか問題行動の背景には、対人関係でうまくいかない、自分の気持ちがうまく伝えられない、分かってもらえないというようなことがあると思います。ですから、どのような対人関係をもてるようになるかが1つの目安になります。

対人関係には、大ざっぱに言うと、縦の関係と横の関係があります。縦の関係というのは、目上の人に相談するとか、頼る、下の人をケアする、横の関係では同年代での、共有、競争、協調。そういう縦と横の関係ができていて、その中で自分の気持ちを表現できるということが、1つの指標になると思います。

子どもは小中高いろいろなステージに上がっていきますが、置かれた環境の中で、同年代で共有できるものがあったり、親友ができたり、親が難しくても学校の先生に頼ることができるとか、うまく頼れる大人を探してそこに愛着関係ができるということになってくれば、私たちの役割は終わりに近づいたのかなと思います。

質疑応答

弁護士A：DVの家庭の子どもの支援等を行っています。そういう方は生活保護を受けていたりするケースが多いのですが、資力がない方に対してケアしてくれるところはありますか。

松谷：公的な機関、児童相談所、子ども家庭支援センター、学校のカウンセラー、その他地域の児童館なども結構重要な役割をしています。

子ども家庭支援センターが絡んでくると、地域ケア会議というのができます。これは守秘義務のある会議で、関係者が集まってその子どもに対してどうケアをしていくかということを話してゆく会議です。

通院の治療を受けても、心理療法とか構えた形になると、子どもの本音が出にくくなるケースもあつたりします。また、お母さんが不安定だったり、病気がちだったりすると、通院もままならなくなることもあります。そういう場合は地域でどのように抱えていけるかが重要です。

私は世田谷でやっていますが、世田谷は子ども家庭支援センターが音頭をとり、関係者が集まり、問題を共有して、この子は今こういうところにいるからこういうケアをしましょう、万が一こういうことが起きたら保護しましょう、といった関わりをしています。あえて治療という分野ではなくても、それでうまくいくケースもあります。

弁護士B：父親が、子どもを連れ去り、母親が5年間くらい子どもに会っていない事案です。調査官は子どもに意見を尋ね、子どもは会いたくないと

言うので、裁判官も認めない方向で審判が出るようです。裁判官を説得、理解させるために、参考になる文献、あるいはこういうふうに言ったらいいみたいな、そういう助言がありましたらお願いします。

松谷：大変な難題ですね。私たちは表現し得ないもの、目に見えないものを扱っています。ところが、裁判は、証拠を基に構成されるわけです。

裁判所に理解してもらえないということは、私も多々経験しております。そういう場合、文献とか、誰がこう言っている、みたいなものを、根拠があるようにしつらえて意見書として書いたりしますが、そういうことでうまくいく場合と、まったく取り合ってもらえない場合とがあって、目に見えないものというのは説得力がないんだなど、無力感を痛感することが多いですね。でも、これじゃ答えになっていませんね。精神科は常にクライアントさんの主観的事実に関与しているので客観性を求められると限界がありますね。

調査官の方にもよるとは思います。調査官によっては丁寧にこちらの意向をくみながらやってくれる調査官もいらっしゃいますが、人によりけりというところでしょうか。

弁護士B：その事例では、子どもを監護している父親が強硬なタイプで、まだ奥さんと離婚もしていないときに、子どもを連れていきたくて、無理やり引きずって連れていくとかやって、学校もその翌日には転校をさせてたりしている人なので、子どもにも父親の影響が強く働いていると私には思えるのです。

松谷：そのお父さんには、子どもからすると何をしで

かすか分からない恐ろしさがあるんですね。ですから、もうたてつけないという感じになっていると思います。それで、調査官もそんな感じで、家裁もそういう判断が出たということになると、なかなか手出しができませんよね。ただ、これがこのまま終わるのか、思春期になって大きな波乱が起きるかどうかということですね。

子どもが問題行動を起こすのは、それはそれで1つの力です。結局この子に力がなければ、そこでそのままお父さんの価値観に飲み込まれて生きるしかないけれど、子どもに力があるとしたら、何か問題行動を起こしてくれると思うんですね。そうすると、それをてこにいろいろな大人がまた関われる可能性があるので、そそのかしているわけではないですけど、自分はやっぱりここでは窮屈なので嫌なんだということが、その子の力で出せればよいとは思いますが。

ただ、お父さんとは支配的な関係になっているので、それが出せるには、他にこの子の気持ちを分かってくれる大人が必要です。それがあると、そういう大人に比べてお父さんは、というところで怒りが出てくるわけだけど、周りも無理解なままだと子どもは諦めるかもしれません。

弁護士C：子どもが問題行動を起こしているときに、①面会交流の実施は望ましいのか、②面会交流によって、問題行動が変わる可能性があるのか、③面会交流をする場合には、何か注意すべきことがあるのかということを教えて下さい。

松谷：問題行動が起こっているとすれば、それがどうして起こっているのかということの共有理解を

周りの大人がする必要があります。それが分かった上で、面会交流があったらどういうことが起こり得るのかという予測が必要ですね。

子どもが問題行動を起こしているときの面会交流の実施が望ましいかどうかは、問題行動が離別による煩悶なのか、離別の後のお母さんとかお父さんの揺れから来るものなのかということにもよりますが、まず、頭に入れておくことは、子どもにとって環境が変わるというのはストレスだということです。ですから、子どもが動いているときは環境を動かさないほうがいいと思うんです。

問題行動を起こして子どもが揺れているとき、揺れているところで環境変化、例えば面会などが入ると、そこで1つファクター、変数が増えるので、何でこうなっているのか分からなくなってくる可能性がありますね。

ですから子どもが揺れているときは、その揺れがある程度静まって落ち着いたところで、どうするか判断するほうが望ましいと思うし、そのほうが子どもにとっては優しいケースワークになるのではないかなと思っています。

弁護士C：時期があるということですか。

松谷：そうですね。一度にたくさんの変数が動いてしまうと、子どもは混乱します。本来、ある環境で子どもが不安定になったら、それをそこでどう理解するか考えなければいけないのに、環境を変えるということをして、大人はやりがちです。

例えば学校へ行けなくなったら、学校を変えれば何とかするのではないということになりがちですが、子どもにとって余計ストレスだったりするの

で、子どもが問題行動を起こした場合、それが意味することは何なのかというところを、突き止めるまではいかなくても、ある程度推測できるまでは、動かさず、その後、どうするか、面会についてもどうするか、を考えたほうが、より強い混乱にはならないと思います。

弁護士D：調査官調査は、子どもに負担が大き過ぎるんじゃないかと感じております。また、見えないところを見てくださいの方が調査官ならよろしいんですが、見えるところ、聞いたことしか書かないわけですね。それで結局、現状で問題ないという報告書ができて、それを裁判官が重視し、面会交流だの親権だのを決めるというのが通常です。

低学年は忠誠葛藤があるということですが、調査官調査を受ける対象は低学年の子どもが多いということがあり、調査を子どもに受けさせることが非常に悩ましい。だからちょっと待ってとストップをかけております。

調査官が子どもの同居親のテリトリーに入って子どもの意思を聞くという在り方についてどうお考えなのか、子どもにとっていい面会交流の在り方というのはどういうものなのか、教えて下さい。

松谷：実際のテーマですね。同居の親から見捨てられるという不安はどうしてもあり、本心を言うのは難しいだろうという感じはします。特に、同居している家に行つての聞き取りというのは、裁判所でやるよりもより子どもに対して侵襲が少ないかもしれませんが、同居親のテリトリーの中なので、そこでは本心は言えないというのはありますよね。ですから、同居の家から離れたところで話ができ

ほうがいい場合もあると思います。

面会交流のあるべき姿。弁護士の方々が関わられる場合ですから、離別に関しても、親同士が円満ではないわけですよね。裁判所の命令などにより、面会をするかどうかについても、子どもの意向に沿うこともできにくいということもあるかもしれませんが、思うようにいかないということに関して、子どもの感情を受け止めてあげられる大人の存在が重要だと思います。そこで受け止めてもらえたという体験があると、そのことは子どもの次につながるのではないかなと思います。

弁護士E：3年ほど前にお母さんが2人の子どもを連れて家を出ましたが、上の子ども（現在小学校6年生）だけ去年の終わりにお父さんの下に戻ってきました。お母さんが子ども2人を監護している間は、2週間に1回くらい面会交流がありましたが、お父さんの下に上の子が戻ってきて以降は、上の子とお母さんの面会交流はまったくなされていない状況でした。

父親の話では、以前は、今は会いたくないとか、ちょっと不信感があると言っているということでしたが、最近では、母親に対して憎しみの感情も持っています、ということなのです。会わせないことでその子もお父さんの影響をすごく受けて、精神的に悪い影響を受けているんじゃないのかなと思うんです。

松谷：その子どもが、お母さんを本当に憎んでいるのかどうかよくわかりません。ただ離別をめぐって子どもにはいろいろな感情があったし、この間に普通ならば体験しなくていいようなこと、

その子は2回転居しているわけですから、そういう体験をしている。そのことに対する子どもの傷つきとか、そういうものがあって、今はそういう言葉が出ているかもしれませんがね。お父さんが理解してくださる方であれば、その子の気持ちのケアをする必要はないでしょうかという話ができますけどね。お母さんのことを憎いと言っているのは、お父さんにとって好都合なわけですよ。

弁護士E：すごくそうだと思います。

松谷：だから、私たちから見ると、言わされているんだろうなという感じはしますが、言わされているという感じを子どもも持っていないかもしれない。

適応という名の服従をしているんですね。ただ、服従しているという意識がある人はいいいけど、服従しているという意識のない人に、実はあなたは服従しているんだよということを分からせるのはすごく大変です。何回かの面接ではやっぱりできないです。

こうして聞くと、子どもの本音というのはいずれぶん抑えられているというんですか、何かこう、封印されているという感じがいたしました。

男の子ですか。

弁護士E：はい、男の子です。

松谷：そうですか。ひと暴れも一度欲しいですね。お父さんの手に負えないくらいやってもいいのでは？ そのくらいのことをしないと、この子の気持ちも収まりがつかないし、お父さんにも伝わらないと思うんですよ。

（構成：富田 寛之、町田 弘香）

特定秘密保護法案に 反対して有楽町で 街頭宣伝活動

副会長 山内 一浩 (44 期)

国会審議が緊迫する情勢のもと、憲法問題対策センターと秘密保全法案対策本部の提起により、2013年11月20日、有楽町交通会館前において、東弁をあげての特定秘密保護法案に反対する街頭宣伝活動が取り組まれました。急な呼びかけにもかかわらず、菊地裕太郎会長を先頭に57名の会員、東弁職員11名、会員の事務所の職員約10名という多数の参加を得て、午前11時半から午後1時半までの2時間、大々的な宣伝活動を行うことができました。市民のチラシの受け取りもよく、日弁連の紫色のビラはアッという間になくなり、急遽追加した分を合わせて2200枚をまき切りました。

2時間という長丁場ではありましたが、菊地会長を先頭に延べ14名の弁士による訴えが途切れることなく続き、この法案のもつ多くの問題点が様々な角度から指摘されました。この法案の廃案を求める東弁の強い意思が、広く市民に伝わったのではないのでしょうか。弁士の訴えの要旨を紹介します。

● 菊地裕太郎 会長

「東弁は特定秘密保護法案に反対。修正協議が進められているが、手直しても法案の重大な問題点は解決されない。仮に国にある程度の秘密が必要だとしても、情報公開法や公文書管理法の改正が先で、適正な手続きに基づいて秘密とする制度を考えるべきだ。秘密の範囲が余りに広範且つ曖昧なこの法律は必要ない。この法律ができれば国民が共有すべき情報が闇に葬り去られる。民主主義の危機。皆さんと一緒に、この法案阻止に向けて活動しましょう」



左から清水日体大准教授、佐野日弁連副会長、菊地会長

● 田島泰彦 上智大学教授

「秘密を漏らすこと、取得しようと働きかけることも処罰される。処罰の対象は情報を持つ公務員だけではない。この人たちに接近し、関わりを持つ人たち（研究者やジャーナリスト、基地や原発の監視活動に関わる市民運動家）も処罰の対象。その情報は私たちにとって極めて大事な情報。

世界の流れは、情報は国民の共有財産、情報を公開させ『知る権利』を充足する方向。秘密を強化する措置はとっていない。民主的國家のうちで日本だけが、秘密を強め、情報公開に熱心に取り組まない状況にある。自由で民主的な国・日本が一路秘密に向かってひた走る、情報を広げるのではなく閉ざす方向に向かっているのは恥ずべきこと。明日、法案を廃案にするための集会が日比谷の野外音楽堂で行われるので是非駆け付けて欲しい」

● 清水雅彦 日本体育大学准教授

「大学で憲法を教えている立場として、この法案は絶対に通してはならないと考えている。70年代、アメリカが負担すべき基地返還費用に関する日本政府の密約を暴いた毎日新聞・西山記者が国家公務員法違反で逮捕され有罪判決を受けた。政府が隠していた国民の知るべき秘密を報道することは新聞記者として当然。これができなければ、記者が萎縮し、國家の秘密は暴かれなくなる。秘密保護法案は、第二、第三の西山記者事件を生み、重大な秘密が永久に秘密にされてしまう。また、

『適性評価制度』により秘密に関与する人々に対する身辺調査が行われ、プライバシーが失われる。法案が通れば、防衛省・外務省・警察庁の権限が強化化する。主権者である私たちにきちんと情報を与え、私たち国民が判断できるようにすべきだ」

●その他の弁士の訴え

佐野善房日弁連副会長、木田卓寿副会長、伊藤真会員、中本源太郎会員、菅芳郎会員、斎藤義房会員、清水勉会員、澤藤統一郎会員、西田美樹会員、中根洋一会員、衆原周成会員

以下のような訴えが順次ありました。

- ＊「秘密保護法は情報統制法。警察のさじ加減一つで市民を逮捕できる現代の治安維持法だ。官僚の、官僚による、官僚のための法律であり、究極の国民主権破壊法。腐敗し、不都合を隠す権力は国民が情報の力で監視しなければならない。軍が秘密を持つと戦争に走る。警察が秘密を持つと不正を隠す。こんな法律は絶対に許してはならない」
- ＊「違反行為の教唆・扇動、共謀までが独立して処罰の対象とされており、居酒屋で友人の公務員に冗談で秘密を教えてくれなどと言っただけで処罰される恐れがある。近代刑事法の原則から逸脱している」
- ＊「与謝野晶子の『君死にたまふことなかれ』のようなことを言わなくてもいい世の中になったのは平和憲法のおかげ。その平和憲法が特定秘密保護法案によって侵害されようとしている」
- ＊「台風の進路や登山に行ったことをTwitterやブログに書き込むことさえ犯罪になる恐れがある」
- ＊「この法律は、アメリカの軍事情報を守るようにアメリカから要求されて策定されたが、その要求を超えて広く政府に不都合な秘密を隠蔽しようとするもの」
- ＊「この法律に違反したとして訴追されても、秘密の内容が被告人にも弁護人にも明かされないまま裁判が進行するので、防御できないまま有罪とされる」
- ＊「秘密の範囲があまりにも広範・不明であり、その適正を確保する基準がないので、知られたくない不都合な事実が国民の目から隠されてしまう」



JR有楽町駅前でのビラ配り



左から西田会員、田島上智大教授、菊地会長

- ＊「『政治上の主義主張に基づいて国家もしくは他人にこれを強要する行為』までテロリズムとされており、反原発を訴える市民活動なども監視の対象とされる恐れがある」
- ＊「主権者国民が進むべき方針を正しく判断するには、正確な情報が国民に提供されなければならない。太平洋戦争の際、政府は『勝った。勝った』と負け戦さの情報を隠し続け、国民は愚かな戦争に協力させられた。あの教訓を忘れてはならない」
- ＊「国家安全保障会議（日本版NSC）設置法等の改正とセット。日本版NSCは外交、防衛に関する司令塔。アメリカとの軍事情報を共有する組織として構想され、そのために秘密保護法が作られようとしている。日米軍事一体化・集団的自衛権行使と密接な関わりがあり、国家安全保障基本法が制定されれば事実上の改憲（集団的自衛権行使、武力行使容認）が行われたのと同じ結果。わが国が再び戦争のできる国になってしまう」

国会では、2013年12月6日深夜、この法案の根幹にはまったく触れられないまま、一部野党を巻き込んで形ばかりの修正を加えて可決成立しました。しかし、この法案に対する反対運動は燎原の火のごとく全国各地に広がり、法案の持つ危険性はますます明らかになりました。弁護士会は引き続きこの法律の改廃に向けて様々な取組みに力を尽くす決意です。

秘密保護法 解説

第6回 「特定秘密保護法」を廃止に！

秘密保全法案対策本部委員 中本 源太郎 (28 期)

*本連載のタイトルはこれまで「秘密保全法 解説」でしたが、法律の名称に合わせて今回より改題しました。

臨時国会会期末の2013年12月6日、特定秘密保護法が可決されました。審議が進むに連れてその危険性がますます明らかとなり、憲法学者、刑事法学者、マスコミ、ジャーナリストなどが次々に反対の声を挙げ、日増しに国民の反対の声が多くなっていたなか、採決が強行され法律が成立しました。

東京弁護士会はこの法案が閣議決定されるや直ちにこれに反対する会長声明を発し、秘密保全法案対策本部で数次に亘るシンポジウムを開催、さらには有楽町での菊地裕太郎会長を先頭にしたりレートークとチラシ配布などの街頭宣伝活動にも取り組んできました(本誌22-23頁に記事掲載)。臨時国会では、政府与党が一部野党を巻き込んで修正協議を進め、会期末ギリギリの12月6日の深夜、強行採決したものです。この段階で、改めてこの法律の危険な内容について確認しておく必要があります。

- ① 「特定」秘密といいながら、指定される秘密の範囲が広範且つ不明であり、その適正を確保する基準がないので、国民に知られたくない不都合な事実(違法秘密も含む)も国民の目から隠されてしまう(何が秘密かも秘密)。
- ② 漏洩だけでなく、取得行為をも処罰する(最高懲役10年の重罰)ので、報道関係者や公開を求める国民の正当な発言さえも処罰される可能性があり、萎縮効果が大きく、国民の知る権利が著しく制約される。
- ③ 「政治上の主義主張に基づいて国家もしくは他人にこれを強要する行為」までもがテロ行為と定義されており、例えば、反原発を訴える市民活動なども監視の対象とされる恐れがある。
- ④ 秘密に接近しようとする行為は、既遂・未遂を問わず、教唆・扇動、共謀まで実行行為と独立して

処罰の対象とされており、近代刑事法の原則から逸脱している(ネットへの書き込みまで扇動とされる恐れあり)。

- ⑤ 国会議員の国政調査権も行政機関の秘密指定の制約下に置かれる(漏らせば処罰される)。
- ⑥ 刑事訴追された場合、いかなる秘密を漏洩し、あるいは取得しようとしたのが被疑者・被告人には明らかにされないまま裁判が行われる恐れがある。
- ⑦ 公務員に限らず、秘密取扱者はその「適性評価」によりプライバシーが著しく侵害され、丸裸状態で監視下に置かれる。

このように、主権者国民の目、耳、口を塞ぐ問題だらけの法律はまさに民主主義を破壊します。どうしてこのような法律の制定が急がれたのでしょうか。その鍵は、同じ国会で成立した国家安全保障会議(日本版NSC)設置法等の改正と密接な関連があります。日本版NSCは外交、防衛に関する司令塔として各省庁から情報を集中し、アメリカとの軍事情報を共有する組織として構想されており、そのためにはアメリカと同等の包括的秘保護体制を作ること求められています。それが特定秘密保護法です。このように、特定秘密保護法は日米軍事一体化・集団的自衛権行使と密接な関わりがあり、その先には、国家安全保障基本法の制定が予定されています。このまま進めば、憲法の明文改正を待たず、事実上の改憲(集団的自衛権行使、武力行使容認)が行われたのと同じ結果となり、わが国が再び『戦争のできる国』になってしまいます。

あまりにも問題の多い特定秘密保護法、弁護士会としては今後も廃止を目指して活動が続けるべきではないでしょうか。

プレスセミナー報告 2013年11月1日 開催

テーマⅠ「セクシャル・マイノリティが置かれている現状と法的課題」

報告者 本多 広高 会員（両性の平等に関する委員会委員長）

テーマⅡ「性暴力被害者に対する支援の現状と課題」

報告者 柴田 崇 会員（犯罪被害者支援委員会委員長）

望月 晶子 会員（同委員、レイプクライシスセンターTUBOMI代表理事）

村田 智子 会員（同委員、性暴力救済センター東京（SARC 東京）協力弁護士）

当会では、これまで司法記者クラブを中心とするマスコミに弁護士会の取組みをご理解いただき今後の取材・報道に役立てていただくため、毎回ニュース性のある最先端の取組みをテーマに、そのテーマを専門とする会員等を講師に招いて、夜間の「記者懇談会」や日中の「記者とのティー・ミーティング」を開催してきた。その企画は最先端の情報を提供するものであるため、この度、その実態にあわせて、「プレスセミナー」と改称された。

2013年11月1日のプレスセミナーでは、上記2つのテーマにつき報告が行われ、マスコミ5社から編集委員1名、記者4名が出席した。

テーマⅠ「セクシャル・マイノリティが置かれている現状と法的課題」

テーマⅠでは、本多会員から、セクシャル・マイノリティの置かれている現状について、同性の婚姻が認められていないことに伴い、相続、公営住宅の入居、社会保障、外国人の在留資格などの様々な場面において差別的取扱いがなされていることやトランスジェンダーの人々が学校や雇用など様々な

場面において平等な尊重と配慮を受けられていないことなどが紹介された。

テーマⅡ「性暴力被害者に対する支援の現状と課題」

テーマⅡでは、まず、柴田会員から、性暴力被害者のためのワンストップ支援サービスの必要性や当会の取組みについての紹介がなされた。続いて、ワンストップ支援サービスの実践例として、①望月会員から、弁護士や臨床心理士が中心になって設立された支援センター「レイプクライシスTUBOMI」（2012年2月開設）の取組み、②村田会員から、産婦人科医療の現場に関して弁護士、カウンセラー、精神科医等の支援を受けられるようにした病院拠点型の支援センター「性暴力救済センター東京（SARC 東京）」（同年6月開設）の取組みが、それぞれ紹介された。その後、支援センターの資金繰りや、政府の性暴力被害者支援がなかなか進まない問題点などについて、質疑応答がなされた。

（広報室嘱託 伊藤 敬史）

日弁連事務次長の慰労・激励会

副会長 木田 卓寿 (41 期)

2013年11月19日、コートヤード・マリオット銀座東武ホテルにおいて、日弁連事務次長の慰労・激励会が催された。本年度日弁連事務次長を退任された中西一裕会員及び二瓶茂会員に対する慰労並びに新たに日弁連事務次長に就任された兼川真紀会員に対する激励の意味を込めた会である。

この会は、三会員が日弁連事務次長在任中に東弁会長（日弁連副会長）であった若旅一夫会員、竹之内明会員、斎藤義房会員及び菊地裕太郎本年度会長が呼び掛けたもので、これに応じて総勢133名の弁護士が集い、三会員に対し慰労・激励の言葉をおかけしていた。その中には山岸憲司日弁連会長、荒中事務総長をはじめ、現職の日弁連副会長、事務次長の方々も含まれ、会は大いに盛り上がった。

呼び掛け人の会員や山岸日弁連会長のご挨拶は、中西会員及び二瓶会員の人柄に触れながら、両会員の奮闘ぶりをご紹介し、その大変なご苦勞に感謝する内容であり、集まった人は改めて両会員のご苦勞に思いを致したと思われる。また、兼川会員に対しては、元気滌刺とした同会員の特質を紹介しながら、今後の活躍に期待するという激励の言葉が多く聞かれた。

中西会員、二瓶会員からは、大変な職責を全うできたという安堵の気持ちと自分たちを支えてくれた周囲の人々への感謝の言葉が述べられた。兼川会員は、日弁連事務次長としての、今後の仕事に対する意欲を述べられた。

会の後半では、菊地会長が司会をかってでて、宮川光治元最高裁判事・会員（中西会員の司法研修所における民弁

退 任



中西 一裕 会員

任期：2011年2月1日～
2013年5月31日

担当：法曹養成制度改革実現本部、
総務、審査、人権擁護大会
等



二瓶 茂 会員

任期：2011年4月1日～
2013年8月31日

担当：東日本大震災・原子力発電
所事故等対策本部、刑事弁
護センター、取調べの可視化
実現本部 等

新 任



兼川 真紀 会員

任期：2013年6月1日～
2015年5月31日（予定）

担当：取調べの可視化実現本部、
刑事弁護センター、人権擁
護大会、立法対策センター
等

教官）による若き日の中西会員のエピソードや現職の事務次長らによる三会員についての楽しい人物紹介が行われた。最後に、道あゆみ会員（日弁連事務総長付特別嘱託）の音頭により、万歳三唱で中締めとなった。

三会員の人柄によるものか、とても楽しく、かつ心温まる会であった。

勉強会「死刑問題を考える」

死刑制度検討協議会副座長 河崎 夏陽 (63 期)

2013年11月26日、当会死刑制度検討協議会企画、当会主催の「死刑問題を考える」と題する勉強会に参加しました。

講師は、共同通信社報道基盤戦略室次長・編集局編集委員の竹田昌弘さんと、元共同通信社記者でフリージャーナリストの青木理さんです。

死刑という究極の刑罰の実際を、執行の現場、刑務官、死刑囚、その家族、被害者遺族などの取材を通じてその実態を明らかにしていく、ジャーナリストという立場ならではの視点でお話を頂き、大変勉強になりました。

印象に残ったのは、日本における死刑の密行性はきわめて特異だという点でした。

いうまでもなく、世界の潮流は死刑廃止であり、いわゆる先進諸国の中で死刑を廃止、又は執行停止していない国は日本とアメリカ合衆国のみであるという事実はすでに知られていることです。もっとも、アメリカ合衆国では、死刑に関する情報が一般に広く公開されており、国民がその是非を議論する材料は一定程度揃っているといえます。翻って、日本では、死刑に関する情報がほとんど全くといってよいほど公開されていないのです。日本だけが、死刑を秘匿し続けているという現状が、取材側の実感として語られました。

また、死刑の執行現場や執行対象者についての情報という観点のみならず、死刑囚との接見交通という観点からのお話には、ハッとさせられました。

一般に、死刑囚の接見交通は、著しい制限を受けています。そのために、死刑囚がどのような人間なのか、

どのように生きてきて、今何を考えているのか、誰にも全く分からないのです。このような現状は、日本における死刑の密行性を端的にあらわしているといえるでしょう。

日本弁護士連合会は、2011年10月7日に行われた第54回人権擁護大会において、「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択しています。

当会死刑制度検討協議会は、積極的に死刑廃止を呼びかける目的で設置されたものではありません。しかし、死刑制度についての全社会的議論を始める前提として、その議論の材料となるはずの死刑の現実についての情報がほとんど何もないという現状のままでは、まさに、何も始まりません。

どんな場所でどのように死刑が執行されるのか、執行される際の死刑囚の様子はどんなものなのか、死刑囚とは本当はどんな人なのか、被害者遺族は何を思っているのか。

死刑って、何なのか。

まずは、死刑についての様々な情報がきちんと公開されること。

死刑についての議論を始めるにあたっては、この点を置き去りにすることはできないのでしょう。

もっと、知りたい。もっと、考えたい。

そう感じた2時間でした。

女性団体懇談会 報告

両性の平等に関する委員会委員 山下 麻子 (62 期)



2013年10月22日、両性の平等に関する委員会委員とDV関係団体との懇談会が開かれた。この懇談会は、2011年度から、DV支援の現状を知り行政や民間との交流を図るため年1回開催されている。3回目となる今回は、行政の相談担当者、各NPO法人等34団体から54人もの方にご参加いただき、大変盛況であった。

第1部は、伊藤和子委員によるミニ・セミナー「DV防止法等の問題点と今後の改正に向けて」から始まった。2013年6月改正のDV防止法では、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力も対象とされたが、同居していないカップルは多く、結婚していない交際相手からのDV（デートDV）まで規制対象を拡大したといっても限定的であること、ワンストップ制度を可能とする立法が望まれること等の説明がなされた。

第2部では、テーマごとにグループに分かれ、意見交換を行った。

Aグループは、「DV被害者支援（保護と自立への道程）の現状と課題」というテーマで、行政どうしの縦割りをなくし、各専門家が連携して被害者の支援にあたるネットワーク作り



が重要であるとの認識が共有された。また、一時保護措置を弾力的に運用すること、その後も継続的に就労・生活支援、メンタルケアをしていくことの必要性が指摘された。

Bグループは、「DVが子どもに与える影響とそれに対する対処、面会交流への対応」というテーマであった。DVに曝されていた子どもは、環境の安定後、感情が一時的に爆発する等問題行動に出ることもあり、根気よく見守ることの重要性に多くが同意していた。また、面会交流に関しては、母親への暴力が調停や審判において過小評価されている、もっと慎重に実施の可否を判断してほしいとの意見が相次いだ。

Cグループは、「DV被害者への寄り添い（メンタル面のケア）の困難と工夫」というテーマであり、離婚後の経済的な見通しが立たずに加害者との同居生活に戻ってしまうケースや保護命令を躊躇する被害者に対し、根気強く相談を行う事例が報告された。

Dグループは、「裁判所における運用の問題、警察や弁護士との連携の在り方、司法関係者への要望」というテーマであった。保護命令での審尋に相手方が欠席すればどうなるのか、荷物搬出に立ち会ってもらえるのか等具体的な質問・要望に対し、様々なケースの検討がなされた。

どのグループでも充実した意見交換がなされ、各々終了後も話し込んでいた。行政・民間の参加するDVネットワーク会議を実施している自治体も多いが、弁護士を含めこれほどの規模でざくばらんに議論ができる場合は、都内においてはこの当会の女性団体懇談会だけであると思われる。今後も、定期的に懇談会・意見交換会を開き、より被害

者のニーズに即した、実効性のある制度の創設に繋がっていききたい。

また、当委員会では、この懇談会での意見交換の成果をもとに、2014年1月18日、「DV被害者支援の現状と課題、

そしてこれから」というシンポジウムを開催する。研究者と行政担当者と民間支援団体、そして当事者をゲストに招き、実質的な議論をしたいと企画中である。多くの会員にぜひ足を運んでいただきたい。

第28回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

東京弁護士会人権賞選考委員会（委員長 福田泰雄氏）は、2013年度の人権賞受賞者を医師の上畑鉄之丞氏に決定し、12月11日に司法記者クラブで発表した。授賞式は、2014年1月9日の東京弁護士会新年式で行われる。受賞者のプロフィールは次のとおりである。

うえはた てつじょう
◎上畑 鉄之丞 氏（医師）1940年10月2日生まれ

上畑鉄之丞氏は、労働者家族の労災補償相談をしばしば受けたことから労働者の「過労と循環器疾患」の関心に関心を持つこととなり、1970年代後半に過労死問題に本格的に取り組む始める。そして、1978年の日本産業衛生学会において、17の事例研究として「過労死」問題の存在を提起する。1982年には、それまでの過労死への取り組みをまとめ『過労死—脳心臓疾患系疾病の業務上認定と予防』（共著）を出版する。

1985年には、労災認定の情報交換、また過労死の遺族に相談の場の提供を目的として、自らが代表世話人となり、弁護士を中心とする「ストレス疾患労災研究会」を発足させ全国的活動を開始する。わが国の過労死問題では、1988年に大阪で「過労死110番」が開始され、その後「全国過労死110番」として運動は全国化していくが、この運

動に対する「ストレス疾患労災研究会」の果たした役割は大きく、「過労死弁護団」や「過労死家族の会」結成への道を開くことにつながった。

1989年には、多くの労働組合、企業に呼びかけ「ストレスと健康総合調査」を企画し、約10名の研究者の協力を得て約25,500名の労働者の労働と健康・ストレス状態の追跡調査を開始し、ニュースレター「健康と安全」を刊行した。

1990年代に入ると脳・心疾患に加え、過労自殺が目立ち始める。そのため上畑氏は「ストレス疾患労災研究会」が発展的に解散したことをきっかけに、2005年新たに「過労死・自死相談センター」を発足させる。同センターは労働者・家族の相談に応じる一方、過労死・自死遺族の労災認定をめぐる裁判を支援し、原告勝訴に貢献してきた。

上畑氏は、医師・研究者として、これまで過労死のメカニズムを明らかにしてきた。この研究成果が過労死を含めたストレス疾患労災の認定理論や法制的確立につながった。また、上畑氏は、専門家として、過労死・過労自死遺族の支援活動に取り組む、労災認定への道を切り開いてきた。こうした上畑氏等の研究、社会活動、労災認定裁判に対する支援活動が、原告勝訴のみならず、現状に沿う形での労災認定基準の改訂につながったといえる。

アートディレクター / クリエイティブディレクター

佐藤可士和さん

新年1月号のインタビューは、クリエイティブスタジオ「サムライ」の代表の佐藤可士和さんです。佐藤さんは、国内外で数々の広告に携わっておられ、佐藤さんのデザインは、皆さんもどこかで必ず目にされていると思います。例えば、すっかり馴染みのユニクロのロゴも佐藤さんのデザインです。

今回のインタビューでは、企業における広報・ブランディング戦略のお話から、弁護士会の広報のあり方についてまで、幅広くお話を伺って参りました。

(聞き手・構成：西岡 毅)

*表紙裏に「サムライ」のオフィスの写真を掲載しています。



整理について

—— 本日は、サムライのオフィスでのインタビューをご快諾いただきまして、ありがとうございます。こうしてオフィスへお邪魔させていただいて、この整理されたシンプルで広い空間は感動的なのですが、佐藤さんのオフィスのデザインコンセプトとはどのようなものでしょうか。

オフィスを引っ越したのは3回目なのですが、基本コンセプトは最初から変わっていません。ずっと真っ白い壁で、なるべく木の素材のテーブルや床にしています。ここでは様々なクライアントのための色々なデザインを作り出しているのです、この空間自体を真っ白いキャンバスというか、ニュートラルな状態にしておきたいというのがあります。例えば、オフィスの壁に、僕がデザインした企業のロゴが貼ってあったら、物作りって全て相対なので、影響されるじゃないですか。そうならないように、しっかり整理して、いつも何の影響も受けないような空間が必要です。そういう場所で物を作りたいというのがあるんですね。

—— 今、整理ということをおっしゃいました。佐藤さんは、『佐藤可士和の超整理術』という本を書かれています、

整理とデザインの仕事とは関係があるのでしょうか。

基本的には、社会というのは、整理されてない状態だと思うんですよ。僕がやっているデザインという仕事は、整理されていないがためにコミュニケーションが滞っている状態を何とかしていくということなんです。情報を整理していくことで、詰まっていたコミュニケーションがずっと流れるようになる。まさに整理そのものが仕事になっているといえますか。僕は、デザインというのは、クリエイティビティーあふれる整理だと思っています。

—— デザインというと、右脳を使って、インスピレーションがあって、というようなイメージでした。

デザインというのは、アートのように個人的な作品を作っていくのとはだいぶ違って、企業の課題を解決したり、社会の問題に対する答えを提示したりするものです。非常にたくさんの方が関わってプロジェクトをやっていくわけですから、右脳的、感覚的なことだけを共有して物事を進めていくというのは難しいんです。かといって、人間は理屈だけでコミュニケーションをしているわけでもないの、理屈だけを積み上げていっても、うまくいきません。そこで、言わば、右

脳と左脳のキャッチボールをしながらデザインを構築していくというイメージです。

—— 整理の効能として、リスク回避につながるというのもありますか。先ほどの『佐藤可士和の超整理術』の中で、写真が見当たらなかったというエピソードをお書きになっていました。

そういう話はいっぱいあります。当時、写真のフィルムは、ポジフィルムという数センチのサイズのものでした。例えば海外ロケへ行くと、ハリウッドスターを撮ったりすると、費用も何千万円もかかっているんです。何百人という人が半年かけて働いたものが、そのポジフィルム1枚になっているわけです。だから、それが紛失するなんてあり得ない話ですよ（笑）。

—— 想像するだけで緊張します（笑）。

恐ろしいでしょう。でも実際になくなったりすることがあるわけです。ほんの数センチの小さなサイズなので、ちょっとばさっとやったら、ふっと飛んでいって、すっと机の下に入ったりしたらもう終わりですね。最終的に見つかって大事には至りませんでした。心底あせりました。

—— 整理をしっかりやっていれば、そういうトラブルを回避できますね。これまで、佐藤さんが、整理を徹底できない環境で仕事をされていたこともあったんでしょうか。

僕自身はずっと整理好きだったんですが、以前勤めていた博報堂は、当然ながら僕だけの会社ではありませんので、環境が整っていないということがありました。今は状況も変わっていると思いますが、僕が在籍していた当時は、大きいプロジェクトのときにはプロジェクトルームをもらえたりしますが、何人ものデザイナーで同時に作業したり、1台のパソコンを皆で使ったりしていました。ですから整理の徹底は無理でしたね。

—— デザイナーの皆さんの中には、あまり整理の意識が強い方もいらっしゃるんでしょうか。

いっぱいいます。そういう意味では、自分が一元管理できる環境が欲しいというのも、僕が独立してサムライを作った理由の一つです。

—— 仕事では整理に重点を置いているとして、プライベ

ートではいかがですか。例えばご自身のお部屋ですとか。

プライベートの部屋も一緒です。小学生の子どもがいるので限界はありますが、あまり変わらないです。そもそも、僕の場合、プライベートと仕事は、物理的には分かれているんですが、頭の中ではあまり分かれてないんですよ。

仕事とプライベートについて

—— そうしますと、オン・オフの切り替えがなくて、ストレスがたまりませんか。

たまらないですね。オンとオフを分けないというのは『佐藤可士和のクリエイティブシンキング』という本に書いたんですが、僕の場合は考え続けることが仕事ですから、パチッとスイッチを切ると効率が悪くなってしまうというか。例えば子どもと遊んでいるとしますよね。そうすると、それはそれですごく刺激を受けているわけです。これをプライベートというようにに分けてしまうのはもったいないというか、逆に、そんな刺激を得られることってなかなかないですから、ものすごく重要な情報源と思っています。他にも、例えば子どもの友達のお母さんたちと会うという場合、その生の声を聞けるというのは、僕にとってはものすごく重要なタッチポイントであり、情報ソースなんです。だからプライベートということで接していても、それは全部仕事に役に立つというか、アイデアの素になるものですね。

—— そうして日々の生活の中で思いついたアイデアは、メモに残されたりするんですか。

僕は、一切メモは取らないですね。だからネタ帳というの也没有。忘れてしまうようなアイデアって大したアイデアじゃないんですよ。それに僕のアイデアというのは物の見方なので、そもそも忘れるとか忘れないというものではないんです。表層的なものはネタにしていなくて、もっとすごく本質的なことをコンセプトにしているから、忘れてしまうようなことではな

いんですよ。

——全てがネタになる、オン・オフの切り替えをしないと
いうことからしますと、仕事が好きかどうかというのは、
仕事を続けていく上では重要な要素なんでしょうか。

ものすごく重要だと思います。逆に、それしかない
のかなというか、才能ってそういうことではないかと思
いますね。手先がちょっと器用だとか、多少色彩のセ
ンスが良いとか、もしかしたら能力的にそういうこと
もあるのかもしれないですけど、でもそれよりも、その
もの自体を好きかどうかの方が重要ですね。そうじゃ
ないと続かないですすね。

——仕事の選び方としては、好きかどうかで決めていい
ということになりますね。

好きな仕事が見つかったら幸せですよ。例えば、
夜寝る前に仕事のことを考えていて、そういった脳内
労働時間が時間外労働で損だと思っているのなら、その
仕事は向いてないんじゃないでしょうか。好きなこと、
面白いことなら没頭できますので、スキルも上がると
思うんですよ。僕は、大学の授業や講演会などで、
若い人たちに、何でもいいからこれだと思えることが
見つければ人生は大丈夫だという話をしています。

独立について

——佐藤さんは、デザインの世界に入られて、博報堂で
ご活躍をされました。その後、独立をされて、サムライ
を設立なさいました。弁護士も、所属事務所からの独立
を意識する時期があり、色々悩むことになるんですが、
佐藤さんの場合の独立のときのご不安というか、心構え
というか、その辺りを教えていただけますか。

不安と希望が入り交じった何とも言えない気分では
したが、僕の場合、独立しようかと思ってから独立する
までに結構長い間考えているんですよ。漠然と独立
したいと思ったのは、新卒で博報堂に入ったときから
です。

——博報堂には11年いらしたと思うんですが、随分前か

ら心の準備ができていたんですね。

そうですね。僕は、入社当時からアートディレクタ
ーとして日本のトップになるぞと思って仕事を始めた
んです（笑）。一生懸命がんばって、少しずつ結果も
出していった、幸運にも社内外で賞もたくさんいただ
くことができました。博報堂を辞めるときには、狭い
世界ではありますが広告業界では割と名前も知られる
ようになっていました。そこまできて、会社を辞めて
独立しても何とかなるんじゃないかと思いました。

——佐藤可士和さんというお名前です仕事ができるという
ことですね。

ええ、そうですね。もちろん業界内の話であって、
世間一般的には全然知られていませんでしたが。それ
に、仕事ができるというのと、会社を経営するという
のはまた別の話かなと思っていました。僕自身は、ク
リエイティブのプロだとは思っていましたが、経営者
としては素人というか、そこら辺は大丈夫なのかなと
いう不安はありましたよ。

——ちょっと下世話な話なんですけど、独立後のそろばん
といいますが、採算見込みという意味では、あるときに
覚悟を決めて独立なさったということになるんですか。

そうですね。あと、当時妻がまだ外資系の化粧品
会社で働いていたので、最悪、養ってもらおうと（笑）。
——その覚悟もありになったんですか（笑）。

そうそう、もちろんです。それで、博報堂より給料
が下がってもいいかというのを妻に確認しました。後
でこんなはずはなかったと言われても困りますから
（笑）。「でも収入がゼロってことはないと思うけどね」
って。

——それを聞いてちょっと安心しました（笑）。

デザイン業の場合、あまり収支がマイナスになる要
因ってないんですよ。突然、人をたくさん雇ってしま
うとか、すごく大きい事務所を借りるとかしない限り。
デザイン業は、コンピューター1台あればできな
くはないですから。

——でもそうやって独立されて、実際には、大きな仕事
を次から次へと受注されています。その際、仕事を獲得

していくための営業努力も必要になると思うんですが、その点はいかがですか。

まず、サムライの経営のスタイルとして、営業はしないんですね。今まで1回もしていないです。全部依頼していただいています。ただ、依頼されるためには、何らかの形で仕事を見せないといけないわけですが、僕の場合は、仕事を世間の評価にさらすという最も厳しい見せ方でやっています。ちゃんと仕事をして、結果を出していれば絶対に仕事は来るはずだという、いわば性善説ですね。でも、仕事をちゃんと選ばないと、サムライというブランドに対する評価が下がってしまいますから、社会的に意味があるかとか、世の中に何らかの新しい価値や視点を提示できるかという観点で、きちんと仕事を選んでやっています。

——そういう大きい仕事をなされる際というのは、契約書は作成されるのでしょうか。デザイン業界というのは、あまり契約書を作らないでやっていることが多いかなという印象なんですが。

確かに、その辺はすごくいい加減な業界だと思います。ただ、僕たちの場合は、顧問弁護士の先生にお願いして契約書も作成してもらっていますので、ものすごく助かっています。独立するまでは弁護士の方とあまり日常では接していませんでしたし、何か事件でも起こさない限り、もしくは離婚でもない限りお会いすることはないと思っていました（笑）。でも、仕事をしていると、法的な問題はたくさんありますよね。それで、顧問弁護士の先生に色々ご相談させていただくようになって、「ああ、まさに僕も企業にとって顧問弁護士のような存在として役に立てたらいいな」と思うようになりましたね。だから、僕が企業の人に自分の仕事を説明するとき、「顧問弁護士や顧問税理士がそれぞれ法律や税務の分野をサポートするのと同じように、僕の場合はコミュニケーションの分野をサポートする役割です」と言っているんです。

——その分野の顧問というわけですね。

そうですね。顧問クリエイター。そういう呼び名があるわけではないですけど、コミュニケーション領域



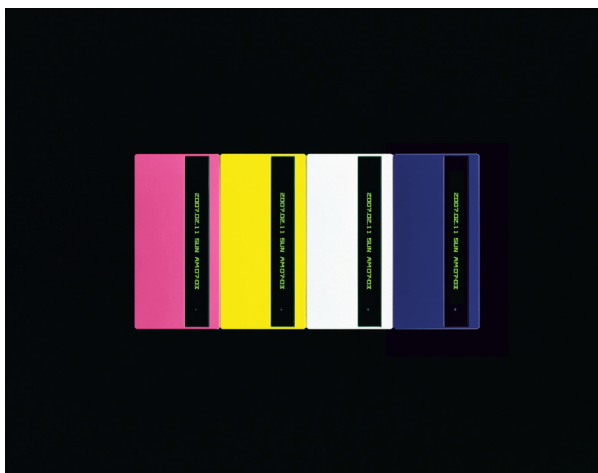
をクリエイティブというところからサポートする役かなと。

——佐藤さんは、依頼者である企業の方の聞き取りにすごく時間をかけていらっしゃるって、相手方の必要としていることを引き出して色々な提案をされていると思います。弁護士の仕事も、先方から色々なお話を聞いて解決を図るという意味で、近いところがあるかもしれません。

すごく似ていると思います。大切なのは、対象を見る目ですね。接している分野が違うだけで、スキルとしてはかなり似ているのかもしれない。例えば、医者も一緒じゃないですか。問診しても、患者は痛いと言わなかったりします。その痛みは、いつからか、どこか、どういう風に痛いのかなど、医者に質問力がないと診断できませんよね。

企業との仕事について

——佐藤さんは、これまで数えられないくらいプロジェクトに関与されていると思いますが、一番印象に残っているものといういかがですか。



docomo N703id

一つ選ぶのは難しいですけど、いくつか言いますと、まずは、サムライを設立して最初の仕事となったSMAPの仕事ですね。それまでは、テレビコマーシャルやポスター等、広告の部分しか関わらなかったところを、SMAPの仕事では、CDジャケットの企画・デザインからコンサートツアーのグッズ、ステージのデザインからプロモーションまで、音楽活動全体を一貫してデザインすることができ、さらにその活動がニュースとして社会に伝わっていく流れを作るというトータルな仕事でした。今、サムライでやっているベースとも言えるような、いわゆるトータルディレクションとしての仕事です。

——そういう手法は、博報堂からの独立以前からアイデアとしてお持ちだったんですか。

そうです。そういう仕事をしたいと思い独立してサムライを設立したんです。80年代は、マス広告という手法がすごく効いたんです。テレビとか新聞にどーんと広告を出すと、きちんと反応があって、売上という数字にも返ってきました。でも、だんだん90年代の後半くらいからネットが普及し、また不景気になり始めて、物が飽和してきました。そうするといくら面白いコマーシャルを作っても商品が売れなくなったんです。それで、広告だけでなく、商品自体をデザインしたり、ネーミングを考えたりという根幹の部分から



ふじようちえん

トータルにプロデュースした方が絶対効果があるだろうと思っていました。

——そういうビジョンをお持ちの方というのはあまりいらっしゃらなかったんですか。

あんまりいないですね。むしろ、そんなことやりたがってなかったんじゃないでしょうか。だって仕事が増えてしまうわけですから（笑）。

——なるほど。大変になってしまおう。

大変ですよ。でも、絶対トータルに手がける方が効果が出ると信じていましたから、自分でそれをやるために、博報堂を辞めて独立しようと決断しました。本当にありがたいことに、1発目にきた仕事が望んでいたようなトータルディレクションの仕事だったんです。その後、ドコモの携帯電話をデザインしましたが、その仕事もかなり本格的なプロダクトデザインで、ソフトの企画にも携わり、最終的に発売時の広告キャンペーンも含めて全てに関わることができたおかげで世界観が統一できて、100万台を超える大ヒットにつながったと思います。他にも、ふじようちえんの園舎リニューアルも、建築というメディアを使ってふじようちえんというブランドをコミュニケーションしていくという、すごくダイナミックな表現だったと思います。教育というものに対して、クリエイティブな力を使ってひとつの可能性を提示したということです。



UNIQLO



ヤンマー

提供：SAMURAI

——佐藤さんは、企業の海外進出の仕事もされていますね。

ユニクロの世界進出の仕事ですね。あの仕事も印象が強いです。日本企業が本格的に世界に出ていってグローバルブランディングをするという大きな仕事でしたが、僕自身のスケールも大きくなったと思います。

——最近では、農機具で有名なヤンマーのコンサルティングもなさっています。

今、TPPもあって、ちょうど日本の農業が曲がり角に来ているときです。ヤンマーは農機具の提供だけでなく、農業の価値そのものを変えることを目指して、もっと大規模なことをやっています。でも、それが社会にはほとんど伝わってない。ヤン坊、マー坊のイメージや歌の印象が強すぎるんですね。

——あの歌の印象が強いですよね。

ヤンマーは、テクノロジー的には非常に優れた、革新的なことをやっているんですが、ブランディングという視点から見ると、イメージを売っていくようなことを今までやっていなかったんですね。これは日本企業に共通する課題です。ヤンマーの場合、例えばエンジン自体はすごく売れているんですが、エンジンを提供しているだけでボートを作っているわけではないので、ヤンマーという名前が表に出ていきません。

——船を造っているところなら分かるでしょうけど、船を買った人とか乗っている人に訴求できない。

そうですね。だからエンジンの売上は世界的にもすごいシェアなのに、ブランドがストックされていなかった。本来、ヤンマーというブランドと同時に売るべきで、例えばエンジンを供給したら、必ず船体に企業名を付けてくださいとか、そういうことをもっと戦略的にやっていくべきだったんです。

——もったいないですよね。せっかく価値があるものを持っているわけですから。

日本は、そのコミュニケーションの戦略がすごく下手なんです。島国という環境で長年やってきているから、ヨーロッパのような地続きのところとは違います。日本の文化として、言わないことが美徳だというのは僕は良いと思いますが、グローバル化がここまで進んだ今、そういった美徳は認めながらも、何か違う手も打たないと。素晴らしい技術や商品を持っているのに何をやっているのか伝えられていない日本企業がたくさんあって、僕は日本人としてそこのお手伝いをして、少しでも世界の中で認められたら嬉しいですね。

弁護士会について

——今、色々な企業のお話をお聞きしましたが、我々弁護士会というのは、たぶん世間でそれほど認知されてお

らず、会内では、これから広報に力を入れていこうという時流ではあるんですけども、そういう公益団体というような立場では、どういう意識を持って広報をしていくべきでしょうか。公益団体と私企業とで、戦略の違いがあったりしますか。

いえ、同じだと思いますね。僕は、結局、ミュージシャンだろうが、通信会社だろうが、幼稚園・教育だろうが、ファッションだろうが、製造メーカーだろうが、全部一緒だと思っています。要するに、結局、社会に対してどうコミュニケーションしていくかという問題でしょう。だから、仮にもし弁護士会がクライアントになっても、これまでと同じ手法で取り組むと思います。

—— 広報のやり方は変わらないわけですか。

表現方法は異なってくると思いますが、答えを見つけるためのアプローチの仕方は同じです。公益団体かどうかというのはあまり問題ではなくて、結局、弁護士という仕事の価値が伝わっているかということだと思います。一般の方は、弁護士という存在は知っていると思いますが、あまり正確には把握していないのではないのでしょうか。法律に関する仕事をしていることは分かっていると思いますが、どう役に立つのかというリアリティーが伝わっていない。僕なんか、たまたま会社を経営することになって、顧問弁護士の先生をお願いしてからリアリティーを持てるようになりましたが、一般の方の生活だと接点がなくてなかなか難しいですね。

—— 接点も少ないですし、実感をお持ちいただく機会がなかなかないですね。

そうですね。医者であれば、誰でも風邪ぐらいひいたことがあるから、リアリティーがあると思いますが、弁護士はそうではない。逆にちょっとお聞きしたいのは、弁護士会の方で何か広報的なことをしていかなくてはいけないとお考えなのは、課題があるということですよ。それはどういう課題なんでしょうか、弁護士業界の課題というのは。

—— 一番分かりやすいところで言いますと、弁護士会の

法律相談の件数が減っているんですね。無料相談をやっているところに流れているとか、そういった要因もあるんですけど、これをどう克服していくかというのはシンプルな命題としてあります。

それは、ビジネスに置き換えれば、業界として売上自体が減っていつているということですか。

—— 減っているのかなと思いますね。

それは日本の人口が減っているからですか。

—— そういう面もあるかもしれません。

それは、弁護士でなくても、色々なところで共通の問題ですよ。これから日本全体の人口は減っていきますから、基本的には日本国内のビジネスは縮小化するはずですよ。だからグローバル化といって、各企業はみんな外に出ていこうとしているわけですが、弁護士会がグローバル化するというのはいないんですか。

—— 法曹については、日本と外国で資格が異なりますので、外国での活動の制限というのはどうしても出てくと思います。ただ、日本の企業が外国に行くときの助力という意味では、確かにもっとグローバル化することは可能かもしれないですね。

あと例えば、オリンピックが7年後に東京に来ると、いやが応でもグローバル化が進むと思うんですよ。こっちは出ていかななくても、人の交流が盛んになる。そうすると、文化や認識の違いから生じるトラブルが増えるという可能性もありますよね。

—— 外国人向けの法律相談というのは、今、東京弁護士会でも三田に1つ支所をつくってやり始めたんです。そういったマーケットがまだ色々と眠っている可能性というのは大きいですかね。

あると思います。急に伸びたりはしない分野でも、将来的にはすごいポテンシャルのある分野があるかもしれないですね。

—— なるほど、これまで、オリンピックの自国開催が弁護士業に影響があるかもしれないという視点を持ったことはなかったです。

あれぐらい大きなイベントになると、影響があるんじゃないでしょうか。

情報を整理していくことで、詰まっていたコミュニケーションがずっと流れるようになる。その領域をクリエイティブな力を使ってサポートするのが僕のやっているデザインという仕事です。

佐藤可士和



—— あとは、法律相談の減少の原因としては、弁護士の人口が増えていることも影響しているかもしれません。国の施策で弁護士は増えたんですけど、先ほどから佐藤さんがおっしゃるように、本来私たちが手を差し伸べなければいけない部分にまで、弁護士の必要性和キャリアティが伝わってないんじゃないかなと思います。

そうですね。一般の方も、弁護士が味方になってくれる存在だとは知っていると思いますが、でも何か頼むのは不安だというイメージがあるかもしれません。まずトラブルがあることが前提ですから、そもそもそれは面倒なことでしょうし。あとは、弁護士費用がいくらでも分からなくて心配だとか、そういう問題もあるかもしれませんね。

—— 確かに、弁護士費用の料金体系も分かりにくいですね。

料金体系、分からないですよ。何となく弁護士の先生というと、安いということはないだろうとかね。あと、どうやって頼んでいいかも分からないですよ。法律事務所っていっぱいあるけれども、どうやって選んでいいの。例えば、医者であれば、風邪ぐらいなら近所の病院でもそんなに変わらないでしょうから、とりあえず一回行ってみようかと思えますよね。もう少し気軽ですよ、良い意味で。そういう風に、ちょっと困ったから近所の弁護士さんに相談してみようかなというように、弁護士がもっと身近になったら、法律相談も増えると思います。

—— そうですね。それを目指さないといけないですよ。

そういうところが市民の皆さんに伝わっていないですよ。でも、それは他の業界も同じなんですよ。例えば、デザイン業も、一般の方には、デザインという何となく表面をきれいにしたりするような仕事じゃないかと思われていることが多いんです。

—— 確かに、とにかくカッコいいものを作るという印象があります。

そうですね。でも、それだけじゃなくて、デザインには問題を解決する力というのがあります。それが一般的にまったく伝わっていないと思います。本当の価値がなかなか提示できていないというのは、とても多いのです。それぞれの業界の本当の素晴らしさを伝えていかないといけないですね。

—— なるほど。大変参考になりました。本日は、本当にありがとうございました。

プロフィール さとう・かしわ

1965年東京生。多摩美術大学グラフィックデザイン科卒。株式会社博報堂を経て2000年独立。同年クリエイティブスタジオ「サムライ」設立。国内外で多数のブランド戦略や広告キャンペーンに関わり、国際的にも高い評価を得ている。『佐藤可士和の超整理術』（日本経済新聞社）をはじめ、『佐藤可士和のクリエイティブシンキング』（日本経済新聞社）、『1冊まるごと佐藤可士和。』（阪急コミュニケーションズ）、『しょうちゃんとちきゅうくん〜ずっといっしょにいたいね』（ポプラ社）など著書多数。慶應義塾大学特別招聘教授、多摩美術大学客員教授、東京ADC理事、JAGDA運営委員、瓦礫を活かす森の長城プロジェクト理事など多方面で精力的に活動を行っている。

活発な議論を実現

常議員会議長 黒岩 哲彦 (33 期)



常議員会の経験は 4 プラス 1

常議員となるのは、1 回目は法務省が司法試験丙案を提案した 1989 年度、2 回目は北千住パブリック法律事務所設立を決めた 2003 年度、3 回目は副会長を退任した翌年 2010 年度です。3 回も常議員を務めたのだから常議員立候補はもうないだろうと思っていたのですが、会派代表から役員選挙直前に立候補要請があり、突然立候補することになってしまいました。山岸憲司東弁会長時代の 2009 年度は常議員会担当副会長だったので、常議員会への関わりは実質的には 5 度目です。

弁護士自治の担い手

常議員会には、ほぼ毎回、「弁護士名簿登録及び登録換えのための入会申込可否決定の件」が上程されます。常議員会内入退会審査調査会の審査結果報告を受けて、質問と討論を行います。入会可否決定は東京弁護士会の弁護士自治の根本に関わります。申込者にとって東京弁護士会に弁護士登録ができるか否かが極めて重要な事柄であることは勿論ですが、弁護士と弁護士会の信頼確保の観点も重要です。今年度の常議員会は、審査結果報告に対する率直な質問と活発な討論を行っており、弁護士自治の担い手の役割をしっかりと果たしています。

激しい議論

常議員会は議決機関ですから、会内に様々な意見がある議案について議論がほとんどなされないようでは議長として

は残念なことです。理事者への鋭い質問は、理事者にとってはたいへんですが、理事者の誠実で的確な回答とともに、議論を深めることとなり、議長としては内心はたいへん喜んでいきます。

激しい討論も行われています。「選挙会規一部改正・郵便投票制度導入」の議案は、組織内弁護士の会務参加保障、多摩支部会員の会務参加保障、弁護士自治のあり方などの複眼的な観点から常議員間で激しい議論がなされました。また、日本弁護士連合会の臨時総会議案の「少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件中一部改正の件」は、会財政のあり方、若手への配慮、少年事件の国選付添人拡大と検察官関与拡大・重罰化などの観点から、昨年度に引き続いて激しい議論がなされました。

議長として楽しい経験も

先進会員感謝慰労の会には常議員会議長として出席を許され、女流囲碁棋士の青葉かおり 4 段のご講演を聞くことができました。私は囲碁ができないのですが、青葉かおり 4 段の「確率的な発想」は示唆に富むと思いました。また、東弁運動会では常議員会議長として万歳三唱をするというので、3 歳と 0 歳の孫も参加しましたところ、孫は福引の菊地裕太郎会長賞が当たってしまいました。12 月には職員旅行にも参加します。

議長にも慣れてきましたが、もうすぐ任期が終わり、寂しい気持ちもあります。

常議員会「副」議長とは

常議員会副議長 成田 慎治 (43 期)



常議員会とは

常議員会は、月に1回程度の頻度で開催され、各種議案を審議、決議する機関であり、総会を除けば、当会での、最高意思決定機関といえるのではないのでしょうか。

各委員会の活動や、会長、副会長の行う業務も、重要な事項については常議員会の承認決議を要しますので、常議員会の責務は極めて重いといえます。

議長良ければ全て良し

常議員会の議長は、常議員の議事運営の最高責任者で、常議員会の議事進行を担う重責を負っております。

議長は、常議員から、質問や意見を十分に引き出し、かつ、集中的に審議できるよう配慮するなど、最初から最後まで緊張の糸を張り詰めていなければなりません。

議長が優秀なら、常議員会がスムーズかつ充実したものになりますので、「議長良ければ全て良し」といえます。

副議長の役割

それに比べて、副議長は、議長の横で、ただ、座っている？と思われていますが、議長の補佐を行う、アシスタント役として、意外と仕事はあるのです。

たとえば、次のようなことをチェックしております。発言者が多い場合、挙手をしていても議長から指名されない人がいないか、質疑に対する説明者の回答が要領を得ているか、決議の結果の発表（可決された場合も全会一致か賛成多数か）に間違いがないか、議案を全て漏れなく審議し

ているか、等々。

そして、万一、議長が常議員会に出席できない等のアクシデントの場合は、代わりに議長役を務めなければなりませんので、いつも、議長と同様の議事進行ができるよう、陰で努力しておかなければなりません。

本年度の副議長(私)の場合

本年度は、黒岩哲彦議長が、的確かつ柔軟な議事進行をしており、そのおかげで、前述の副議長の役割を実行に移す機会がほとんどございません。

黒岩議長は（見てのとおり？）病気などとも無縁でしょうから、私が代わりに議長を務める事態も起きておりません。

よって、本年度の副議長は、野球で例えると、ブルペンで投球練習するだけで（練習している姿すら見せておりませんが）、全く出番がない状態です。黒岩議長は、東北楽天イーグルスの田中将大投手のようです。その方が、チームも優勝できるのですから、本当に良いことです。

というわけで、本年度は、副議長の役割を目に見える形で行うことがほとんどございませんので、私は、発言者の方々から、様々な意見を拝聴し、会務に関する知識を身につけ理解を深める良い勉強をさせて頂いております。

最後に

任期も残すところわずかではありますが、今後も補佐役として、目立つことはないですが、細かいチェックを継続して、黒岩議長が安心して、議事進行ができるよう、お役に立てればと思っておりますので、どうぞ、宜しくお願いします。

議題 弁護士の活動領域の拡大について

2013年度2回目となる第31回市民会議では、「弁護士の活動領域の拡大について」というテーマで、相川泰男副会長、道あゆみ会員（日弁連事務総長付特別嘱託）、山本昌平会員（当会・法曹養成制度改革実現協議会活動領域拡大策検討部会長）の説明に続き、意見交換がなされた。本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する。

1. 任期付公務員

津山：任期付公務員で任期後に法律事務所に戻るよりも、そのまま公務員になった方が自治体等の内部事情に詳しくなって、自治体等にとってもいいのではないか。また、そのようにした方が弁護士の活動領域が広がるのではないか。

岡田：任期付公務員が任期後に法律事務所に戻りたいときに、法律事務所の受け皿が少ないというのは意外に感じる。何年間か行政に関わった経験は、その後の弁護士業にも活かされると思う。弁護士が行政の中でもより問題の多いセクションに入っていく、行政の実態を把握することで、その経験を紛争解決に活かせるようになればいいと思う。

長友：行政は市民との関係で仕事をしており、条文を読みこなすだけでは足りないもので、資格があるというだけではなく、実務経験が3年間くらいはあった方がいい。また、市井の営みを理解するセンスも必要になる。

他方で、地方行政の中には公営競技（競馬・競輪・競艇）等、経験のある弁護士でもよく知らない専門的な分野がある。そのような分野を若手弁護士に任せられるか。

そのような点を検討して、弁護士の受け入れを真剣に考えていきたい。

紙谷：弁護士が役所に入るメリットは、訴訟を念頭においた対応ができることにあると思う。訴訟を念頭においた仕事をする役所では、弁護士の需要がある。

長友：調布市では、すでに法律相談の担当、人権擁護委員、監査委員、まちづくり審査委員、入札等の監視委員会の委員、福祉団体の顧問弁護士など、延べ何十人もの弁護士に行政全般の相談をしている。それに加えて、内部に弁護士を抱えるメリットは何かを考えなければならない。そうすると、短期の任期付公務員よりも、恒久的に業務にあたる人が必要だと思う。地方行政を通じて自分の資格や知識を社会に還元してもらえれば、これからその道をどんどん追求していいと思う。

2. 条例作りの支援

長友：調布市の基本条例を作るときに、行政に詳しい法学部の教授と法制局を退官した方に頼んだが、テーマによっては弁護士に頼んでもいいと思う。

岡田：足立区では条例を作る委員会には必ず学者が入っているが、弁護士の任用に関しては定かでない。もし任用されていないのであれば、是非とも任用すべきである。条例は作ればいいというものではなく、その後の紛争についても考えなければならないので、弁護士が入り、その後のフォローにも関わることができるようにしてほしい。

3. 企業内弁護士

紙谷：すでに弁護士がいる組織なら、先輩が後輩を養成できるので、新人弁護士でも採用できる。法曹は手をとって教えるという部分が必要なので、ゼロから組織に入っていくのは難しい。

組織内弁護士では、法曹としての独立性も重要だと思う。社長が聞きたくないようなコンプライアンスに関しても話すには、いつでも辞表を叩きつけられるような独立性が必要だと思う。

津山：朝日新聞でも組織内弁護士を雇用できないか、考えてみた。法務部には、司法書士の資格をもっていたり、法科大学院を出ているが法曹資格のない人

市民会議委員 *敬称略

阿部 一正（日鉄住金総研株式会社相談役）

岡田 ヒロミ（消費生活専門相談員）

紙谷 雅子（学習院大学法学部教授）

後藤 弘子（千葉大学法科大学院教授）

津山 昭英（朝日新聞社ジャーナリスト学校校長）

長友 貴樹（調布市長）

もいて、彼らとの関係でどのように待遇するかが問題となる。また、業務が専門化しているので、新たに組織内弁護士が入っても、その専門家になるには年数がかかるということもある。社の方針と法律家としての方針が一致しないときにどうするのかという問題もある。何も朝日新聞に限ったことではないので、これらの問題が解決されれば、企業内弁護士は増えると思う。

弁護士登録はしなくてもいいから、法曹資格を持った人に入ってきて欲しいという気持ちはある。まずは記者をやってもらい、そこから法務に行って活躍してもらってもいいし、弁護士登録をしてもらってもいいというような選択肢もあっていいと思う。

後藤：司法記者なら法科大学院くらい出ていて欲しい。弁護士資格を持たないで司法記事を書いているのかという議論をした方がいい。

阿部：多くの企業でも、新人の弁護士を社員として採用することを考えているが、他の社員との処遇の調整がむずかしい。そこで当社では、複数の顧問弁護士の事務所から5～6人の弁護士に出向してもらい、3～4年の周期で交替してもらっている。その事務所ではその出向する弁護士の分、別に若い弁護士をたくさん雇っているので、弁護士の活動領域の拡大につながっている。出向であれば、戻る事務所の心配をする必要がないし、処遇についても不足があれば事務所で上乗せすればいいので、どんどん進められる。独禁法、一般民事、涉外、知的財産の専門家に定常的に会社に出向してもらおう形で弁護士を受け入れている。

4. 中小企業支援

後藤：特に地方では弁護士が少ないので、顧問弁護士に相談するハードルが高く、何か問題が起きないと顧問弁護士に相談できないという傾向があるように思う。予防法務的に顧問弁護士を利用する中小企業は少ないように思う。

紙谷：弁護士の最大の特徴は訴訟に対応できるというところにある。ただ、イギリスのバリスターとソリシターの割合は1対9くらい。アメリカでも、トリアルロイヤーの数は10%くらいと言われている。日本でも、訴訟以外の需要が訴訟の10倍くらいあるはず。その領域は、他の資格者がやっているのので、上手に協定を結んでいくことが弁護士の活動領域の拡大において重要になる。

例えば、弁護士と税理士とが組んで仕事をするようなパッケージにした方が、中小企業にとってメリットが見えやすい。ただし、実際の弁護士と税理士の組合せをみても、双方に様々な経験がないと、引き出しから出てこないということは感じる。

後藤：先日、ミャンマーで日本の中小企業の団体が大勢で展開しているのを見た。そういう中でミャンマーの人権状況をきちんと認識した上で企業にアドバイスができる弁護士が育って欲しいと感じた。

5. 総括

後藤：弁護士の活動領域はすでに拡大しているように感じる。例えば、千葉の子どもの権利委員会を見ても、20年前は少年事件ばかり議題にしていた印象があるが、今では、虐待や貧困の問題など、弁護士が活動しなければならない領域はどんどん拡大している。問題は、ボランティアベースで行う領域が拡大していて、そこにお金につかないということ。お金につかないところで活動領域を拡大しても、限界がある。

紙谷：2001年の司法制度改革審議会の最大の問題は、司法の役割を拡張したにもかかわらず、誰がそのコストを担うのかの検討が全く落ちていたこと。だから、法科大学院で高い授業料を自己負担させ、司法修習でも自己負担させることになった。国は、制度を変えるのであれば、それに見合う予算をつけないといけないということを認識すべき。



今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第32回 シンポジウム「憲法改正の動きの先にあるものとは」 —靖国問題と自民党憲法改正草案から考える—

憲法問題対策センター委員長代行 中本 源太郎 (28 期)

2013年10月31日に東弁主催で上記シンポジウムが行われました。

2012年4月に発表された自民党の憲法改正草案は、現行憲法の9条2項の戦力不保持・交戦権否認を削除して自衛権行使を認める条項に変更し、国防軍を創設することを提起しています。また、集团的自衛権行使禁止の原則を法解釈の変更や立法で変更しようとする動きも伝えられます。歴史認識を変えようという動き、閣僚や国会議員が集団で靖国神社を参拝する動きも続いています。領土問題と相まち、近時、中国や韓国との間の緊張が高まっています。衆・参議院において憲法改正を志向する議員が多数の議席を占めるに至っており、憲法改正への動きが現実味を増しています。この動きの先に待ち受けるものは何か、平和的生存権をどう守ってゆくべきかを考えるシンポジウムでした。

第1部は、哲学者の高橋哲哉東京大学大学院教授の講演でした。高橋教授は、靖国の問題は国際問題と国内問題（政教分離および人権）の両面があるとされ、前者においては侵略、加害、植民地支配という歴史の問題として捉えられるべきことを述べられました。後者については、A級戦犯合祀に典型的な戦争責任の問題を重視すべきこと、首相や閣僚の参拝が政教分離の原則に反することは伊勢神宮遷御の儀への参列についても言えることなどに触れつつ、自民党の憲法改正草案の国家観（元首・天皇を戴く国家、これを万世一系、子々孫々に継承すべきことを謳い、国旗・国歌の尊重義務を定め、軍隊を持つ「普通の国」）は再び靖国神社の政治利用、さらには国家護持、国営化にすら結びついてゆく恐れがあると指摘されました。戦争をする国・日本への道を辿れば、「国のために命を捧げた人を顕

彰し、英霊として祀る靖国神社」が再び多くの国民を戦争に動員する役割を果たすことになりかねません。高橋教授の講演はそれを深く憂慮されるものでした。

講演に続き、当会憲法問題対策センターの菅芳郎副委員長が自民党の改憲草案の前文、天皇条項、9条改正の内容を条文に沿って具体的に解説し、その国家観を指摘しました。

第2部は、五十嵐“Angie”久勝さんが、沢田研二さん作詞の歌「我が窮状」を熱唱、会場に憲法9条を守り抜こうという気持ちが広がりました。

第3部は、高橋教授、憲法問題対策センターの内田雅敏委員、中本源太郎委員長代行の3人による鼎談。内田委員からは、戦死者はひたすら追悼すべき、靖国神社は戦死者を英霊として顕彰する、そこに根本的問題がある、「日本の戦争は、日本の独立とアジアの解放のための尊い戦争だった」という歴史認識に立つ靖国神社は戦死者独占の虚構のうえに再び戦争への国民の動員に利用される危険があることなどを力説しました。中本代行からは、閣僚や国会議員の靖国神社への大挙参拝は戦死者の追悼もさることながら、意図的に中国、韓国などの反発を招き、国民を憲法改正、軍備増強・日米軍事同盟強化へと導こうとするものではないかとの問題意識が述べられました。議論は、無宗教の国立追悼施設の是非に及び、「戦争をする国は祀る国家である」との観点からこの問題を考える必要があることが指摘されました。そして、国民中心ではなく天皇中心、「公益」と「公の秩序」が基本的人権に優先する国、再び戦争する国、国民の人権と命が軽んぜられる国、そんな国にしてはならないと強く感じさせるシンポジウムとなりました。

ジェンダー NOW! —両性の平等に関する委員会 連載—

第7回 デートDVとその防止

両性の平等に関する委員会委員長 本多 広高 (58 期)



1 デートDVとその防止

「男女間における暴力に関する調査」(内閣府男女共同参画局・2011年度調査)によると、交際相手からの身体的暴行・心理的攻撃・性的強要といった行為による被害経験の有無について尋ねたところ、20代で女性23.4%、男性11.7%、30代で女性23.8%、男性9.7%、40代で女性11.7%、男性6.1%が被害にあった経験があった。デートDV(婚姻・内縁関係にない交際相手からのDV)が重大問題であることがわかる。

このような実情があることから、DV防止法の第三次改正により、「生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力」及びその被害者についても、DV防止法の各規定が準用されることとなった(28条の2、施行日2014年1月3日)。準用される条項の範囲は限定されておらず、DV防止法に定めのある施策は実質的に全て適用される。

もっとも、すべてのデートDVについてDV防止法が適用されるようになったわけではなく、生活の本拠を共にする交際であることが要件となっている。

●生活の本拠を共にする交際

「生活の本拠を共にする」かどうかについての判断は、共同生活の実態により外形的・客観的に判断されるが、補充的に意思的要素も考慮される。すなわち、居住期間の単純な長短のみで決まるわけではなく、また、生計が同一であるかどうか判断要素となるわけではない。住民票、賃貸借契約、公共料金の支払名義のほか、写真・電子メール・関係者の陳述などから生活の実態を立証することになる。

従来も事実婚にはDV防止法の適用があったところ、「生活の本拠を共にする交際」と事実婚とは婚姻の届出はない点では同じであるが、「生活の本拠を共にする交際」は、婚姻意思が無く共同生活のみを送っている場合である。

●婚姻関係における共同生活に類する共同生活

「生活の本拠を共にする交際」は、文言自体は広く、専ら交遊関係に基づく共同生活(ルームシェア)などが入りうるようにみえるけれども、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く」と定められており、そのような共同生活は除かれる。

2 ストーカー規制法の改正

デートDV事件を受任したとき、事案によっては、ストーカー規制法の活用も考えられる。この点、改正法により、同法2条の「つきまとい等」の定義規定における列举行為に「拒まれたにもかかわらず、連続して(中略)電子メールを送信すること」(5号)が含まれるようになった(2013年7月23日施行)。この電子メールとは、①その全部若しくは一部においてSMTPが用いられる通信方式を用いるもの(コンピュータの電子メールなど)、又は②携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信するために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式を用いるもの(SMSなど)をいう。また、被害者の住所地に加えて、その居所若しくは加害者(つきまとい等をして不安をおぼえさせることの禁止違反行為をした者)の住所等の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長が警告又は仮の命令をすることができるようになった(公安委員会の禁止命令等も同様、同法10条、同年10月3日施行)。

3 DV防止教育

DVは、婚姻関係にある男性女性間でのみ起きるものではない。恋人間・パートナー間でも起きている。10代の人たちの間でも起きている。社会においてDVを根絶するためにも、若い世代の人たちへの働きかけが重要である。このため、両性の平等委員会は、本年度から若い世代に対するDV予防教育にも取り組んでいる。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第14回 最高裁平成24年11月29日判決（津田電気計器事件）

〔労判1064号13頁〕

労働法制特別委員会研修員 大野 俊介（65期）



60歳定年に達した労働者を1年間嘱託雇用する制度を設けていた会社が、2004年改正の高年齢者の雇用の安定等に関する法律（以下、「高年法」という）9条2項に基づき、嘱託期間経過後の高年齢者を継続雇用する選定基準を就業規則に設けた場合、当該労働者の再雇用を拒否するには、解雇権濫用（雇止め）の法理が類推適用されたとした事例。

なお、同2項は2012年の高年法改正により2013年4月1日に廃止され、同日以降は選定基準を設けることができなくなったが（原則、希望者全員を再雇用）、既に選定基準を定めてある会社は、年金支給開始年齢の段階的引き上げに対応するかたちで2025年までその適用が認められる。

1 事案の概要

Xは1966年にYに入社し、2008年に満60歳の定年となったが、同社の期間1年の嘱託雇用制度により再雇用され、同期間終了にあたっては、同社が高年法9条2項に基づき定めた高年齢者継続雇用規程（以下、「本件規程」という）による64歳までの雇用継続を求めたが、Yは、Xが同規程に定めた雇用継続の選定基準を満たさないと拒否したため、Xが地位確認・賃金の支払を求めた。

本件規程は、4条で勤務実態・業務能力を査定して点数化し、採否や労働条件を決定し（0点以上を採用、労働時間は、10点以上を週40時間以内、10点未満を週30時間以内）、19条で基本給は各人別、20条で基本給の最低保障は満61歳時基本給の7割としていた。

2 争点と裁判所の判断

争点は、本件規程の適法性、高年法の法的性質、本件規程に基づく再雇用拒否の可否、労働条件であった。

1審、原審とも本件規程は有効で、Xは同規程の選定基準を満たしていると認定し（総点数は1審5点、原審1点）、1審はXの継続雇用申込みにより再雇用契約が成立した、原審はYの再雇用拒否は権利濫用にあたるとして、労働時間週30時間の再雇用契約が成立したとし、いずれもXの請求を認めた。

これに対し、最高裁も同様の結論をとったが、判断枠組みは雇止め法理を引用し、以下のとおり説示した（抜粋）。

「Yは、高年法9条2項に基づき…本件規程を定めて従業員に周知したことによって、同条1項2号所定の継続雇用制度を導入したものとみなされるところ、期限の定めのない雇用契約及び定年後の嘱託雇用契約により上告人に雇用されていたXは、…本件規程所定の継続雇用基準を満たすものであったから、Xにおいて嘱託雇用契約の終了後も雇用が継続されるものと期待することには合理的な理由があると認められる一方、YにおいてXにつき上記の継続雇用基準を満たしていないものとして本件規程に基づく再雇用をすることなく嘱託雇用契約の終期到来によりXの雇用が終了したものとするのは、他にこれやむを得ないものとみるべき特段の事情もうかがわれない以上、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない。

したがって、本件継続雇用規程に基づき再雇用されたのと同様の雇用関係が存続しているものとみるのが相当であり、その期限や賃金、労働時間等の労働条件については本件規程の定めに従うことになる

(最判昭49.7.22民集28巻5号927頁, 最判昭61.12.4裁集民149号209頁参照)。

そして, 再雇用後の労働時間が週30時間未満となるとみるべき事情はうかがわれないから, XY間の上記雇用関係における労働時間は週30時間となる。」

3 本判決の検討

(1) 高年法の法的性質について

定年後の再雇用の成立については, 労使間で新たな合意が必要であると考えられてきたが(大栄交通事件(最判昭51.3.8労判248号4頁)), 65歳までの雇用延長を義務化した2004年の高年法の改正により, 使用者の意思表示等がなくても再雇用が成立しうるのはないかが問題となった。

しかし, 大半の判例はこれを否定し, 高年法は公法上の義務を定めたにすぎず, 同法をもって直ちに65歳までの雇用関係が認められるわけではないとしている(NTT東日本事件(東京高判平22.12.22判時2126号133頁)等)。なお, 同法の私法的効力を実質的に肯定していると考え得る判例として京濱交通事件(横浜地川崎支判平22.2.25労判1002号5頁)がある。

(2) 再雇用の成否に関する考え方

再雇用の成否に関して, 本事件の1審・原審と同様, 労使間の合意の成立に言及するものとして, 日本ニューホランド事件(札幌高判平22.9.30労判1013号160頁), 日通岐阜運輸事件(岐阜地判平23.7.14労経速2112号33頁)があるが, これらは, 労働条件が特定できないことを理由に雇用契約の成立を否定している(もっとも, 日本ニューホランド事件判決は,

予備的請求としての不法行為に基づく損害賠償請求を認容, 日通岐阜運輸事件判決は, 予備的請求がなく請求を棄却している)。

これに対して, 本判決と同様, 労使間の合意には言及せずに解雇権濫用(雇止め)の法理を類推適用して, 労使間の雇用関係を肯定するものとして, 東京大学出版会事件(東京地判平22.8.26労判1013号15頁), クリスタル観光バス事件(大阪高判平18.12.28労判936号5頁), フジタ事件(大阪地判平23.8.12労経速2121号3頁)がある(なお, フジタ事件判決では, 整理解雇を理由とし継続雇用の拒否を有効としている)。

もっとも, 労働条件については, ①クリスタル観光バス事件判決は定年前の従前の労働条件と同一とし, ②東京大学出版会事件判決は労働条件には言及せず, 単に労働者としての地位を認めている。

(3) 今後の問題点

本判決は, 会社の就業規則に労働条件についての規程があったことから, その規程に従った雇用関係を肯定しているが, 継続雇用規程に再雇用後の労働条件に関する規程がない場合については問題が残る。上記(2)のとおり判断が分かれる可能性があり, 現段階では多様な主張が不可欠となろう。当該会社の他の社員の再雇用契約の内容や運用などをも「合理的期待」の基礎にすることで, 労働条件を特定できないか(再雇用契約後の労働条件について合理性のある変更(給与減額)であれば許容すると判断している協和出版販売事件(東京高判平19.10.30労判963号54頁))など, 今後の議論が期待される。

なお, 2012年の高年法改正については, LIBRA 2013年10月号の中村新会員の解説(19頁~)を参照されたい。

東 弁 往 来

第31回 法テラス茨城法律事務所



前列左が筆者

茨城県弁護士会会員
和田 恵 (60期)

2007年9月弁護士登録。東京弁護士会入会。同会では刑事弁護委員会に所属。2011年6月に茨城県弁護士会へ登録換え、現在に至る。

法テラス茨城
(茨城県水戸市)

1. スタッフ弁護士に赴任した理由

私がスタッフ弁護士を志したのは、弁護士登録して4年目のことでした。登録後は、一般の法律事務所に勤務し、学生時代から関心を持ち続けていた刑事弁護に力を注いできました。東京弁護士会では刑事弁護委員会に所属し、裁判員裁判関連の研修の実施に関わるなど貴重な機会をいただくとともに、たくさんの先輩や仲間と知り合うことができました。

一方、日々の業務を通じて、弁護士が集中する大都市・東京においてさえ司法へのアクセスが十分ではないと感じることがしばしばありました。外国人の労災事件や、貧困に苦しむ高齢者の事件への取組みが、そう考えさせた直接のきっかけでした。こうして、弁護士5年目という節目を迎え、司法アクセスの改善を担うスタッフ弁護士という働き方に関心を持ち始めました。また、スタッフ弁護士を志望したもう一つの動機は、刑事弁護、特に裁判員裁判事件の弁護実践を積むことができると考えたことでした。

2. 赴任後の生活

茨城（水戸）への赴任にあたって一番不安だったのは、車の運転でした。運転免許は持っていたもの

の、それまではほとんど運転したことがなかったので、赴任する前にペーパードライバー講習を受けました。実際、赴任後は、警察署や裁判所への移動のみならず、依頼者の自宅や施設での出張相談を行う際など運転する機会が非常に多く、ほとんど毎日車を運転しています。1か月の移動距離は約1500kmに及びます。

茨城には全く地縁がなく、赴任直後は寂しい思いもしました。しかし、仕事を通して、社会福祉士や精神保健福祉士をはじめとする福祉関係者や、新聞記者、NPO法人の職員をはじめ様々な職種の方々と



国立ひたち海浜公園のコキア

知り合う中で、親しくなった同世代の人たちと食事や旅行に行くなど、たくさんの思い出もできました。また、東京弁護士会でお世話になった弁護士の方々が、刑事弁護や外国人事件等の研修のために茨城までお越しくださった際に激励してくださったことも、大きな心の支えになりました。

3. 業務の内容

スタッフ弁護士として力を入れて取り組んだのは、刑事弁護、特に裁判員裁判対象事件の弁護活動でした。赴任して約2年半の間に8件の裁判員裁判事件を担当しました。その半分は、2人目の弁護人として声をかけていただいて担当したものです。共に事件に取り組む中で、茨城県弁護士会の弁護士の方々との関係を築くことができたように思います。

また、地域の関係機関とのネットワーク作りにも取り組んでいます。各自治体の社会福祉協議会や地域包括支援センターの職員から、高齢者や障がい者の方々の相談を受けることもあります。実際に受ける事件の内容は、債務整理や離婚、交通事故などの一般民事事件が多いようです。

他にも、医療機関の精神病棟で月1回の法律相談を企画・実施したり、社会福祉士のみなさんと定期的に勉強会を行うなどしています。現在（2013年11月）は、年末に向けて、複数の公営住宅の住民の方々を対象に、社会福祉士と弁護士による合同相談を企画し、準備しています。

スタッフ弁護士として、どのような役割が求められているのか、日々模索しながら業務に取り組んでいます。

4. 印象に残っていること

茨城に赴任して感じたのは、弁護士に相談・依頼をするハードルが自分が思っていたより遥かに高いということでした。私が勤務する水戸市内の法律事務所まで、車で約2時間かけて訪ねてくる相談者も少なくありません。車を持っていない方にとっては、法律



袋田の滝

事務所に来て法律相談を受けること自体が非常に困難です。そのため、司法過疎地域を中心に定期的に法律相談会を行っています。また、同じ事務所の同僚弁護士の中には、遠方まで出かけて積極的に出張相談を行っている人もいます。

司法アクセスの問題は、距離という物理的な面だけではなく、心理的な面でもハードルを感じることがあります。法テラスの業務説明をするために、ある社会福祉協議会に行った時のことです。スタッフ弁護士としての活動を話した後、1人の相談員の方から、「弁護士は、刑務所の壁よりも高い存在だと思っていた」と言われたことが鮮明に記憶に残っています。それだけ弁護士が相談しにくい存在と感じられているということでしょう。社会福祉協議会や地域包括支援センターをはじめとする関係機関と日常的に関係を作り、できるだけ相談を受けやすい環境を作ることが重要と感じています。

5. 今後について（その他）

スタッフ弁護士になってから約2年半が経ちました。残された任期を全うするとともに、スタッフ弁護士として得た貴重な経験を今後も生かしていきたいと考えています。

赴任後も、変わらず毎月「LIBRA」を送っていたり、定期的に意見交換会の場を設けていただくなど、東弁には様々な面で温かいご支援をいただきました。この場を借りて、東弁の皆様方にお礼を申し上げます。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

△6期△

修習生時代・思い出すまま



会員 内藤 功 (6期)

1952年3月、明治大学法学部を卒業して、同年4月、司法修習生を命ぜられた。

前期のとき、「クラス対抗討論会があるが、出場希望者はいないか」という話が出た。私は明治大学2年生までは弁論部で、演説や討論の稽古に明け暮れていたもので、真っ先に手を挙げた。「死刑廃止の是非」のテーマで、「廃止」を選択した。論戦では、死刑存続論を論破できたと思った。数日後、検察教官が「内藤くん、検察教官の間では、あんな男が弁護人になったら、さぞウルサイだろうな、というもっぱらの噂だぞ」と教えてくれた。

弁護修習は、成富信夫弁護士（第一東京弁護士会）の法律事務所でお世話になった。丸ノ内三菱12号館。赤い煉瓦造りの1階だった。成富弁護士は、株主総会、大手企業の法律顧問、法学博士論文の執筆とご多忙であった。外出時は、シトロエンに乗る。ある日、裁判所へお供したとき、私が先に車に乗り込み運転席の後に座ったら「そこは上席だぞ」と一喝された。あわてて席を代わろうとしたが「もういい」と言われ、そのまま、裁判所に走る始末になった。海軍経理学校生徒のとき、「軍艦と上陸地を往復する交通艇では、上級の人が先に降りられるように、下級の者から先に乗るものだ」と教えられたので、うっかり先に乗り込んだのだが、言い訳にはならない。

成富信夫法律事務所では、高柳貞逸弁護士（第一東京弁護士会）の向かいの席で、カーボン紙を入れて書面の作成、書面を綴じる「コヨリ」作り、供託

手続きなど実務を教えてもらった。高柳弁護士は、陸軍法務官で、2・26事件の取り調べにもあたった。裁判所に行くとき、タクシーか、都電で行くのかと思ったが、かなりの速歩でサッサと歩いて行くので、足腰も鍛えられた。

東京地裁の民事裁判修習に入って、廊下で、成富弁護士にバッタリ会った。第10部の加藤令造裁判長のところに配属されたというので、「信頼できる裁判長だ。しっかり鍛えてもらえ」と言われた。弁論が終結すると、「ハイ。これ」と、ドサッと記録が机に置かれる。4ヶ月間に34件、3.5日に1件起案したことになる。朱筆が入ったところを見て行くと、何となく事実摘示のコツが判ったような気になっていった。最大の収穫だったと思っている。

ある時、「原告の請求を棄却する。訴訟費用は被告の負担とする」と書いてしまったが、左陪席裁判官は、少しも咎めず「請求棄却で費用被告負担も、理論的にはあり得ます。本件の場合、何かそう考えた理由でもありますか？」と指導されたことも忘れられない。

当時の修習制度は、良い制度だったと思う。ただ、修習内容について言えば、憲法精神及び全条項を深く教育研究討論する機会を与えるべきだと思う。また、最高裁判所判例の踏襲に傾斜し過ぎているのではないかと。もっと判例批判を重視し、判例の進歩発展変遷を促す気風を日本の司法部に育成すべきだと思う。



会員 永野 亮

1年目の気持ちを忘れない

昨年を振り返って

私が弁護士登録したのは一昨年の12月であるが、既に67期の修習が始まっていると聞くと、時の流れのはやさを感じる。

思えば、登録したての頃は、右も左も分からず、何をするのにも不安で一杯だった。

たとえば、初めての公判期日で「陳述します」と言うだけでもドキドキしていたこと、昼からの期日に、朝から顔が緊張で強ばっていたのを先輩弁護士に笑われたこと、生計を立てていけるか不安で、いつも「何か仕事が無いだろうか」、「こんなことで弁護士として成長できるだろうか」とばかり考えていたこと、どのくらいお金を使えるか分からず、昼食は食べないか、一番安いパンだったこと…今となっては、全て良い思い出である。

ともかく、ずっと憧れていた弁護士として、実際に働き出した嬉しさや、刺激的な毎日の面白さに代えられるものはなかった。当時の気持ちは、これから何年経っても忘れないし、忘れたくない。

登録後しばらくすると、先輩の弁護士にお世話になって、一緒に事件をさせていただいたり、個人で受任したりする仕事も少しずつ増えはじめ、1年を通してみると、民事事件、刑事事件、家事事件と、比較的幅広い分野を経験させていただいた。特に、私が昨年受任した事件には、依頼者が外国人の事件が多く、通訳の方と共に接見や調停に行ったり、中国法の理解が必要になったりする訴訟も経験した。

また、所属する法教育センター運営委員会の活動で、多数の小・中学校、高校へ行き、模擬裁判の指導を行った。委員会活動は、いつも他の委員の方々と共に生徒と触れ合い、楽しく活動している。自分で言うのも何だが、わりと生徒のウケは良いのではないだろうか。

結局、1つ1つの事件に全力で取り組み、委員会や研修、会派等にも密に参加できたことを考えると、自

分の中では充実した1年になったと思っている。

はじめは「不幸の星のもとに生まれたのではないか」と思う程、自らの境遇に不安こそあったものの、幸運なことに今の事務所に大変お世話になり、また、周りの方や同期に恵まれたことによって、何とか弁護士として生活することができている。

お世話になった方々には、本当に感謝してもしきれない。

今年の抱負

今年から、66期の弁護士が本格的に活動を始める。

私も、1年経って少し慣れたとか、甘いことは全く言っていない。多少挑戦的だが、他の誰にも負けないという気持ちで、同期の弁護士と日々切磋琢磨し、知識と経験を蓄えて、今年も様々な仕事をやっていきたい。

特に、私は個人で仕事を取る必要があることから、隣接業種等とも上手く連携することによって、仕事の幅を広げつつ、得意分野を開拓してゆこうと思う。

そして、困っている人の助けとなり、どんな質問も的確に5秒以内に答えられるような弁護士になりたい。

また、今年は健康を害しない程度にお酒を飲み、美味しいものを食べ、スポーツもして、私生活も楽しみたいものである。

…少し欲張りだが、抱負なので良いだろう。

最後に

寄稿するにあたり何を書くべきか思案したが、1月号ということで、昨年を振り返った上で今年の抱負を語ることにした。

これから弁護士として2年目を迎えるが、何年経っても1年目の信念と情熱を忘れず、日々精進し続けたい。

今後とも、何卒よろしくお願いいたします。

『夏を赦す』

長谷川晶一 著 廣済堂出版 1,600 円 (本体)

大会辞退を余儀なくされた 高校球児たちのその後の人生

会員 白井 潤一 (62 期)



1 本書著作の経緯

プロ野球、元北海道日本ハムファイターズのエース岩本勉氏(通称“ガンちゃん”)には、高校3年時(1989年)の夏の大阪府大会の記録が一切残っていないことは、よほどの野球好きでなければ知らないトリビアである。

高校2年時からその実力を発揮し、超高校級投手として騒がれていた岩本氏が、高校球児にとって最高の舞台である3年夏の大会に出場することができなかったのは、大会直前に一学年下のある後輩が起こした不祥事により、チーム全体として大会出場を辞退しなければならなかったためである。

岩本氏自身は、大会辞退という障害を乗り越え、その後ドラフト2位という高順位でプロ野球に飛び込むことができたが、同級生のチームメイトの多くは、大会辞退が原因で大学進学や社会人チームへの入団をあきらめざるを得なかったという。そのため、岩本氏は、一人チャンスを掴むことができたことに対し、申し訳なさや後ろめたさを常に感じ、チームメイトのためにプロ野球で奮闘していた。

本書は、「当時のことをどう思っているのか、同級生全員に会って話を聞き、書籍にまとめ、みんなの思いを消化して欲しい」という岩本氏からの依頼を受けた著者が、20名の同級生へのインタビューを丹念に実施し、思いを綴った書籍である。

2 チームメイトのそれぞれの人生

事件から20余年を経て実施された同級生に対するインタビューで明らかになるが、大学進学や社会人チームへの道が閉ざされるなど、大会辞退により失ったものは、

あまりにも大きいものであった。

しかしながら、20名の同級生は、プロ野球で活躍する岩本氏の姿を自分と重ね合わせ、大会に出場できなかったことを殊更言い訳にすることなく、それぞれ高校卒業後懸命に生きていることが印象的である。また高校野球部という共通項がありながら、その後の人生が様々であることは興味深い。

3 連帯責任の功罪

我が国には、個人の問題や不祥事を組織や団体全体の責任と捉える、いわゆる連帯責任の考えが広く普及している。

特に高校野球をはじめとする学生スポーツにおいては、連帯責任の考えが広がっており(チーム全員での罰走!は、誰しも経験するところである)、究極的に発動されるのは、個人の不祥事のためにチーム全体として大会への出場を辞退するという場面である。

個々人の責任感や連帯感を高めるのに連帯責任が効果を発揮することは否定できない一方、過度の連帯責任がもたらす弊害の存在もまた否定することができない。

岩本氏の場合においても、不祥事はあくまでも後輩の個人的な行為であった(チームメイトがけしかけた等の事情は認められない)ことに照らすと、大会出場辞退という形でチームメイト全員にその責任を負わせる必要があったのかは、意見が分かれるところである。

4 最後に

学生時代にスポーツをされた方には昔の思い出やチームメイトを振り返るきっかけとなるお薦めの一冊である。



バランスボールはいかが？

会員 古平 江都子 (62期)

私は今、この原稿を事務所で少しゆらゆらしながら打っている。アルコールのせいではない。バランスボールに腰掛けているのである。

こだわりの素敵な椅子をお持ちの弁護士も多くいらっしゃると思うが、私は昨年4月から、椅子の代わりに直径65センチの青いバランスボールに座って仕事をしている。

私が事務所でバランスボールを使っている話を人にとすると、「身体への意識が高いね」と私が誉められたり、「自由な事務所だね」と事務所が誉められたりする。

ちょうど腰に優しい椅子を探していた頃、テレビで、バランスボールを導入した会社の特集を目にした。その会社では、デスクワークによる腰痛に悩む社員が多かったためバランスボールを導入したところ、多くの社員の腰痛が改善された、とのこと。若手女性社員からおじさま方まで、皆「バランスボールにして良かった」と、老若男女問わず、インタビューの際の笑顔がなんと爽やかなこと。彼ら彼女らの笑顔につられ、ものは試しに使ってみることにした。

バランスボールをいざ探し始めてみると、たかがゴムボール、されどゴムボール。大きさや色は勿論、安全性や転がり防止策が講じられているものなどそれぞれ特徴がある。

私が重視した点は、破裂する際に一気にはじけず、徐々にしぼむ「ノー（アンチ）バースト」機能が付きいること。突然破裂して転がり落ち、デスクに頭をぶついたり、本棚から降ってきたファイル等で怪我をしたくない。そもそも事務所で奇声をあげながらひっくり返るのは避けたい（ただし、居眠りして後ろにぐらっと転びかけ、冷や汗で目が覚めることは、たまにある）。

また、隣の弁護士のデスクまでボールが転がっていく（そしてボールと私が嫌がられる）ことにならないよう、ボール本体からアポロ11号のような脚が6本飛び出ているものを選んだ。購入直後は自分なりにいい着眼点だったと自負していたが、後に、絨毯の上ではボールはたいて転がることもなく、6本の脚は不要だったことが判明する。

一度ボールに、空気をパンパンにいれてみた。不安定感が増し、パソコンを打つには辛すぎて、すぐに少し空気を抜いた。少し空気を抜いて気楽に腰掛けるのが、仕事のときにバランスボールを使うコツだと思う。ただでさえ、ストレスfulなお仕事なのだから、少しはガス抜かないと。

そんな訳で、恐らく私のバランスボールは、筋トレ的には余り正しくない使われ方をされている。

さて気になる効果だが、本来はインナーマッスルが鍛えられ、肩凝り・腰痛・猫背の改善等が望めるらしい。私も、最初のうち太ももや背中辺りが軽く筋肉痛になった。使用前と比べると、ウエストから背中にかけて若干引き締まった気がする。やはり、これはバランスボールの効用ではなからうか。たまに自分で触っては、にんまりとしている。

もっとも、うちの事務所は3フロアを使用しており、別の階に行くには階段を使うことが多い。ひょっとすると、こちらが効いている可能性もないではない。

当初は冗談めいて取り巻いていた事務所のメンバーも、最近は女性陣が興味津々である。「事務所経費で出してもらえるかな」との会話も出ていかないとか。もはや導入まで秒読み段階といえようか。

しかし、実は一番関心を持っているのは、隣のパートナー兄弁である。たまに「ちょっと座らせて」と可愛らしくおねだりしてくる。お仕事では常に先輩の背中を追いかける私だが、バランスボールについてはコツを伝授したりして、ちょっと得意げになっているのである。

まずは私のいるフロア全員に広げ、将来は事務所全体にバランスボール導入か、と夢見る私（と兄弁）である。

値段は1000円くらいからと、様々。写真のボールは、イタリアLedraplastic社製 ギムニク・バランスボール シッティングジム、購入価格7140円（税込）





役員室入口

旧会館時代の思い出

〈後編〉

元事務局長 小林 博隆

(聞き手：広報課 宿輪 初音)

宿輪：(前号から続く)「垂れ幕」は弁護士会の主張ですね。会長声明や意見書、そして市民に訴えるための集会とも密接な関係があると思います。今回は市民集会の話です。

小林：そうなのですが、前回、西嶋勝彦先生の話をしたので、東京弁護士会人権賞のいきさつも少し。

宿輪：聞き手の言うこと聞かないし。毎年新年式で表彰していますね。

小林：笹原桂輔会長の時の理事者会で決まりました。西嶋副会長が事務局にやってきて、「小林君、小林君。人権賞だ、人権賞だ」「は？ 人権賞？」「そうだな人権賞だよ」「人権賞ってレコード大賞のようなもんですか？」「何を言ってるんだ。地道に活動している方々を弁護士会が応援するんだよ。そのための賞だ」というわけで、すぐにできちゃった。

宿輪：その年度が第1回(1986年度)。受賞者は越山康先生と尾崎陸先生でしたね。

小林：感動的な受賞者の挨拶もありました。例えば後藤昌次郎先生(第6回、1991年度)。

宿輪：伝説の草笛童子。刑事事件、とくに再審事件に熱心に取り組まれた…。

小林：受賞のあいさつの冒頭で「大変にとまどっています……それは『人権』という言葉の重みを考えるからです……」。それから、第12回(1997年度)のハンセン病の平沢保治さんのお話。みんな涙、涙でした。その時の祝辞来賓の園部逸夫最高裁判事(当時)のお話をよく覚えています。

宿輪：先輩から聞いたことがあります。私も研修で多磨全生園(東京都東村山市)に行っているいろいろ勉強させていただきました。

小林：「新年式といえば、挨拶がいくつかあって、さっさと終わるものだと思っていた。ところが東弁の式は違う。先輩の会員や職員への表彰があって、

人権賞の表彰もある。平沢さんのお話で周りのスタッフの職員がみんな泣いている。とっても感動した。東弁というのはすごいと思う。私は退官したらこういう会に入りたい」というような趣旨でした。

宿輪：それで園部先生は…。

小林：もちろん東弁の会員です。この時のことを思い出して…周りのスタッフに広報課長もいた。

宿輪：それは納得です。人権賞、長く続いていますね。でも「新会館の思い出」になってませんか？

小林：聞き手が悪い。人権賞は今年度で28回目ですが、受賞者の一覧を見ても、東弁に勤めていたことを誇りに思いますし、新年式にはなくてはならない大切な催しになっていますね。

宿輪：そうですね、新しい会館でも、こうして人権の歴史が刻まれていくのですね。

小林：うまくまとめたね。55頁の一覧に「弁護士抜き裁判」というのがあるでしょ。

宿輪：また突然。

小林：そう、突然やってきたらしいんです。

宿輪：???

小林：弁護人がいなくても開廷できるように、刑事訴訟法を改正してしまおうという、考えられないような法案が出てきた。当時、弁護士会あげての反対運動が展開されていました。垂れ幕もありました。

宿輪：垂れ幕はもういいです。きっかけはどんな？

小林：70年代というのは学生が元気な時代でした。

宿輪：日大闘争、東大闘争……お父さんから聞いたことがあります。

小林：うーん。その頃の学生さんなどの裁判をめぐる出てきた問題です。分離公判、一方的な期日指定などをめぐって裁判所と弁護人、被告人が厳しく対立した、懲戒制度の議論にまで発展したというような…法曹三者協議で決着するのですが、誌面の

都合もありますので、これも詳細は「東京弁護士会百年史」（1980年 東京弁護士会百年史編纂刊行特別委員会）で。

宿輪：小林さんが担当された集会で記憶に残っているものはありますか。

小林：拘禁二法案反対の武蔵野集会。それまで、拘禁二法の集会はたくさんあったんですが、多摩地区でやろう、ということで多摩支部の会員が集まって芝居をすることになりました。講演があって、芝居があってというパターンが多かったですね。

宿輪：弁護士さんの芝居。

小林：当時、構成劇なんて言っていました。えん罪で逮捕されて、代用監獄に入れられて、弁護士の接見も妨害されて……というような中身ですね。芝居があって、歌もあってというような。講演は加賀乙

彦さんでした。

宿輪：結構大変そうですね。本格的に練習したりして。

小林：山本哲子先生なんか、お子さんが熱を出してるのに、芝居優先だったりして、いろいろなことを犠牲にされていました。鈴木和弘職員（現事務局長代行）も芝居に出ないと就職の内定を取り消すぞ、と言われたかどうかわかりませんが、生き生きとして出演していた。

宿輪：小林さんは？

小林：僕は、芝居でアベックが座るベンチを井の頭恩賜公園で探してきた。それでやっとベンチ入りができた。

宿輪：あはは。伝説の日比谷公会堂4000人集会というのがありましたね。

小林：国家秘密法の反対集会。26年前です。主担当で

過去の市民集会

開催年月日	集会名(テーマ)	主催(共催会)	会場	参加者数	出演者等
1977. 3. 4	刑法・少年法改悪反対	東	中野文化センター	500	小田実
1977. 4. 27	刑法・少年法改悪反対	東	墨田区民会館	500	丸木政臣 他
1977. 5. 28	刑法・少年法改悪反対	三・日・関	九段会館	1400	水上勉 他
1978. 4. 22	弁護士抜き裁判, 刑法・少年法改悪反対	三・日・関	九段会館	2000	瀬戸内晴美 他
1978.12. 8	弁護士抜き裁判, 刑法・少年法改悪反対	東	野口記念会館		映画, 大塚一男 他
1979. 5. 18	弁護士抜き裁判, 刑法・少年法改悪反対	三・日・関	九段会館	1400	構成劇, 上田誠 他
1980. 5. 29	刑事裁判と国民の人権を考える	三・日・関	久保講堂	700	バラエティショー, 佐野洋 他
1981. 5. 29	刑法・少年法改悪反対	三・日・関	久保講堂	1350	バラエティショー, 紀平梯子 他
1982. 4. 15	代用監獄反対	三・日	ガスホール		佐野洋 他
1983. 2. 23	刑法[改正]・拘禁二法反対	東	四谷公会堂	560	構成劇, 体験談等
1985. 3. 7	拘禁二法案反対	東	武蔵野公会堂	600超	構成劇, 加賀乙彦
1987. 2. 18	国家秘密?を考える	東	日比谷公会堂	4000	映画, 講演, 落語, コント, 森村誠一 他
1987.10.22	拘禁二法と国家秘密法を考える	東	豊島公会堂	1350	劇, 講演, 沢村貞子 他
1988. 5. 11	拘禁二法を裁く	日	日比谷公会堂	2300	劇, 講演, 佐木隆三 他
1989. 4. 28	告発ダイヨウカンゴク	日	九段会館	1000	体験者, スライド, 講話, 神田香織
1991. 7. 19	坂本弁護士事件	救う会	千代田公会堂	1100	劇, パネルディスカッション, 日フィル
1993.11. 2	坂本弁護士事件	日	横浜開港記念会館	800	ボール牧 他
1994.10. 7	坂本弁護士事件 全国キャラバン東京大集会		日比谷公会堂	1800	スライド, トークショー, 演奏, 東ちづる, 小林よしのり
1996. 3. 21	坂本弁護士事件	日・三	クレオ	1500	日フィル, 江川紹子 他
2000. 2. 18	東京ミーティング 裁判が変わる・日本が変わる	日・三	よみうりホール	2000	パネルディスカッション, 田原総一郎 他
2003. 5. 20	武力で平和がつくれますか? イラク攻撃, 憲法・有事法制	日・三	千代田公会堂	600	トーク&ライブ, 下重暁子, 嘉納昌吉 他
2004. 9. 28	弁護士報酬の敗訴者負担法案の廃案を求める市民集会	日・三	朝日ホール	600	シンボ, コントなど, 国会議員
2006. 2. 17	共謀罪新設とゲートキーパー立法に反対する	日・三	クレオ	250	斎藤貴男, 国会議員
2006. 2. 24	このままでいいのか?! 代用監獄	日・三	クレオ	百数十人	体験者, 毛利甚八
2006.10.20	教育法[改正]問題	東	クレオ	少数	斎藤貴男 他
2007. 6. 6	取調べの可視化を考える	日・三	クレオ	280	冤罪被害者, 毛利甚八 他
2010. 9. 1	司法修習生の給費制維持を求める	日・三	クレオ	260	パネルディスカッション, 各種原告団 他
2010. 9. 16	司法修習生に対する給費制存続を求める決起集会・パレード	日・三・関・市民連絡会議	日比谷野外音楽堂	2000弱	

東：東弁 三：東京三弁護士会 日：日弁連 関：関弁連 救う会：坂本弁護士と家族を救う全国弁護士の会

*事務局作成

旧会館時代の思い出

〈後編〉

はなかったんですが。今の特定秘密保護法案と同じような中身でした。市民の皆さんと弁護士会が一緒になっての反対運動も廃案にする大きな力になったんだと思います。この時は、司会が兵藤ゆきさんと木村晋介先生。ゲストがレオナルド熊さんと三遊亭円丈さん。講演は森村誠一さん。会場に入りきれない皆さんは階段のところで応援してくれていました。

宿輪：熱気に溢れた会場の様子がわかります。

小林：会員、市民、職員が一体となって集会を作り上げた、そして成功した、というように思います。実行委員や職員がいろんなところに出かけていって、市民団体、消費者団体、女性の団体、大学、専門学校、市役所、区役所……参加のお願いをしたり、中身の説明をしたりで、大変でしたがとても楽しかった。車も買って宣伝に使いました。Aさんは夕方になって泣きながらワープロを打っているようでした。今回、集会の資料をまとめてもらいました。

宿輪：Aさんが主担当だった。ワープロですか？

小林：パソコンなんかない時代ですから。ワープロだって4～5台しかなくて、順番待ち。

宿輪：順番が来なかったんだ。早い者勝ちみたいなの。

小林：「事務局今昔物語」というのもあるんですが。

宿輪：脱線しないように、でも面白そうですね。戻しましょう。今は、手作りの集会のようなことがなくなってしまったように思います。

小林：新会館で講堂「クレオ」が出来てから、少し状況が変わったような気がします。クレオを使用するようになってから、あまり集客の努力をしなくなってしまったのではないかと、百数十人で満足していないか、というように思っています。お願いに行ってもお願いされる側がよくわからなくなっているということもあるかも知れません。

宿輪：弁護士会の活動は市民の支持、応援がなかったら駄目ですね。「市民とともに」が旧会館をいわば基地にした活動の基本だったんでしょうか。

小林：そう思います。ちょっと残念。例外が一つだけ、たぶん一つだけだと思いますが、横浜弁護士会の坂本堤弁護士事件。この集会だけはクレオに1500

人集まった。

宿輪：言葉にならない事件でした。

小林：同期の皆さんを中心に「救う会」ができた。その後、東弁の同期の方、とくに小澤哲郎、瀧澤秀俊、中村裕二の三先生が熱心でした。何か東弁に要請があると、必ず三先生がそろって。その熱意で東弁にも対策本部ができた。

宿輪：新入会員歓迎会でのおじさんバンド「歌う弁護士」。

小林：そうです。この時も実行委員、法律事務所の職員、東弁の職員…みんな精力的に頑張った。司会の伊藤芳朗先生の追っかけまでしていました。いま、どうしたら人が集まるか、なんて頭で考えている。考える前に足で稼がないと、待っていては情報は集まらない、こまめに足で…と同じように思います。「広報に期待」です。「宿輪がんばれ」です。そろそろ時間なので、この辺で…。

宿輪：私が職員人事課の頃は、与太話からなるほどと思うような話まで、いろいろ聞かせていただきました。例えば、規則の制定や改正など、何時、誰の時に、どんな経緯で、と全部説明できてしまう。新人の私にまで、丁寧に説明してくださることもあり、本当に垣根の低い「長」だなあとありがたく思っていました。今回も貴重なお話をしていただきました。ありがとうございました。

小林：最後に褒められた。とても楽しかったです。さようなら。



レストラン「メトロ」

法律学

『日本社会と市民法学 清水誠先生追悼論集』 広渡清吾／日本評論社
『法の理論 32 特集《ケアと法》』 竹下賢／成文堂

外国法

『エクイティの法理 英米の土地法・信託法・家族法』 田島裕／信山社
『租税政策の形成と租税立法』 手塚貴大／信山社
『アジア新興国のM&A法制』 森・濱田松本法律事務所／商事法務
『中国法律・契約用語の基礎知識』 王穂／レクシスネクシス・ジャパン
『中国法務ハンドブック』 森川伸吾／中央経済社
『これからの中国ビジネスがよくわかる本 中国専門トップ弁護士が教えるチャイナリスクと対応策』 村尾龍雄／ダイヤモンド社
『インドネシア法務ハンドブック』 田原直子／中央経済社
『ベトナム法務ハンドブック』 栗津卓郎／中央経済社
『海外派遣者ハンドブック インドネシア編』 日本在外企業協会／日本在外企業協会

憲法

『法治国家観の展開』 高田敏／有斐閣
『憲法判例百選 第6版 1』 長谷部恭男／有斐閣
『憲法の規範力と憲法裁判』 ドイツ憲法判例研究会／信山社
『森美術館問題と性暴力表現』 ポレ／被害と性暴力を考える会／不磨書房
『平和を人権として考えなおす』 近畿弁護士会連合会／近畿弁護士会連合会
『立憲主義と日本国憲法 第3版』 高橋和之／有斐閣
『なぜ、今「国防軍」なのか』 日本弁護士連合会人権擁護大会／日本弁護士連合会第56回人権擁護大会シンポジウム第2分科会実行委員会
『自衛隊から「国防軍」へ』 熊本県弁護士会
『情報公開・個人情報保護 最新重要裁判例・審査会答申の紹介と分析』 宇賀克也／有斐閣
『マイナンバーがやってくる 改訂版』 市民が主役の地域情報化推進協議会／日経BP社
『いま、「憲法改正」をどう考えるか』 樋口陽一／岩波書店
『憲法「改正」の動きの先にあるものとは?』 東京弁護士会／東京弁護士会

選挙法

『選挙執行経費基準法解説 平成25年版』 選挙管理研究会／ぎょうせい

行政法

『行政法概説 第4版 2 行政救済法』 宇賀克也／有斐閣
『行政法概説 第5版 1 行政法総論』 宇賀克也／有斐閣
『行政法 第4版』 櫻井敬子／弘文堂
『行政救済法のエッセンス』 櫻井敬子／学陽書房
『事業認定申請マニュアル 新訂』 土地収用法令研究会／ぎょうせい
『自然災害と被災者支援』 山崎栄一／日本評論社
『3.11と弁護士 震災ADRの900日』 仙台弁護士会／金融財政事情研究会
『東日本大震災緊急災害対策本部の90日』 小滝晃／ぎょうせい

防衛法

『比較安全保障 主要国の防衛戦略とテロ対策』 梅川正美／成文堂

税法

『個人の税務相談事例500選 平成25年版』 熊本豊／納税協会連合会
『国際税務ガイドブック 9訂版』 高山政信／財経詳報社
『アジア統括会社の税務入門』 名南経営コンサルティング／中央経済社
『ケースブック租税法 第4版』 金子宏／弘文堂
『タックス・ヘイブン対策税制のフロンティア』 中里実／有斐閣
『保険税務ハンドブック 2013年度版』 保険毎日新聞社／保険毎日新聞社
『法人税の理論と実務 平成25年度版』 山本守之／中央経済社
『不動産保有会社の相続税対策Q&A 第2版：有利選択・設立・活用のすべて』 小林浩二／中央経済社
『裁判例からみる相続税・贈与税 3訂版』 池本征男／大蔵財務協会
『一般動産・知的財産権・その他の財産の相続税評価Q&A』 武田秀和／税務研究会出版局
『フローチャートで考える非上場株式の相続対策と対策事例』 清水謙一／新日本法規出版
『Q&A 相続実務全書 4訂版』 OAG 税理士法人／ぎょうせい
『消費税増税の経過措置対応』 税理士法人山田&パートナーズ／税務経理協会
『実務解説消費税転嫁特別措置法』 長澤哲也／商事法務
『要説住民税 平成25年度版』 市町村税務研究会／ぎょうせい

地方自治法

『地方自治法の概要 第5次改訂版』 松本英昭／学陽書房

民法

『最高裁判法判例研究 第1巻 総則・物権・担保物権・債権総論』 末川民事法研究会／日本評論社
『最高裁判法判例研究 第2巻 契約・不法行為・親族・相続』 末川民事法研究会／日本評論社
『債権総論 第3版』 中田裕康／岩波書店
『債権総論』 小野秀誠／信山社出版
『債権法改正を深める』 森田宏樹／有斐閣
『民法（債権関係）の改正に関する中間試案』 に関する「ブリックコメント」に対する意見書』 大阪弁護士会／大阪弁護士会
『保証被害救済の実践と裁判例』 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会／民事法研究会
『現代取引社会における継続的契約の法理と判例』 升田純／日本加除出版
『賠償科学 改訂版』 日本賠償科学会／民事法研究会
『慰謝料算定の実務 第2版』 千葉県弁護士会／ぎょうせい
『Q&A 再婚の法律相談』 富永忠祐／日本加除出版
『弁護士に聞きたい! 離婚のトラブルQ&A』 馬場澤田法律事務所／中央経済社
『内縁・事実婚をめぐる法律実務』 曾田多賀／新日本法規出版
『実務解説相続・遺言の手引き』 東京弁護士会／日本加除出版
『Q&A 遺産分割の実務 平成25年8月改訂』 御器谷修／清文社
『借地・借家の裁判例 第3版』 内田勝一／有斐閣
『実務借地借家法 新訂第3版』 荒木新五／商事法務
『新しい家族信託』 遠藤英嗣／日本加除出版
『損害賠償における休業損害と逸失利益算定の手引き 2013年版』 斎藤博明／保険毎日新聞社
『交通事故損害額算定基準 12訂版』 日弁連交通

事故相談センター／日弁連交通事故相談センター
『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準 2014年』 東京三弁護士会交通事故処理委員会／東京三弁護士会交通事故処理委員会
『契約不履行法の理論』 白石友行／信山社

会社法

『Q&A 子会社管理ハンドブック』 新日本有限責任監査法人／第一法規
『成功する事業承継Q&A』 坪多晶子／清文社
『株式買取請求権の構造と買取価格算定の考慮要素』 飯田秀総／商事法務
『社外取締役ガイドライン』の解説』 日本弁護士連合会司法制度調査会／商事法務
『濫用的会社分割』 土岐敦司／商事法務

刑法

『必携交通事件重要判例要旨集』 交通事件判例研究会／立花書房
『司法福祉』 藤原正範／法律文化社
『大麻・麻薬事犯者等の実態調査』 誌友会

司法制度・司法行政

『法曹養成制度の問題点と解決策』 和田吉弘／花伝社
『憲法訴訟の現代的転回』 駒村圭吾／日本評論社
『明日の日弁連を築く会政策骨子（案）』 明日の日弁連を築く会事務局
『弁護士の仕事術 1 法律相談マニュアル』 藤井篤／日本加除出版
『弁護士の仕事術 2 事件の受任と処理の基本』 藤井篤／日本加除出版
『弁護士の仕事術 3 依頼者との契約と弁護士報酬』 藤井篤／日本加除出版
『弁護士の仕事術 4 交渉事件の進め方・和解』 藤井篤／日本加除出版
『法律家のためのスマートフォン活用術』 日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会／第一法規

訴訟手続法

『若手弁護士のための民事裁判実務の留意点』 圓道至剛／新日本法規出版
『民事書記官事務の解説 3訂版 解説編』 司法協会
『民事書記官事務の解説 3訂版 記録編』 司法協会
『要件事実マニュアル 4 過払金・消費者保護・行政・労働 第4版』 岡口基一／ぎょうせい
『財産開示の実務と理論』 小柳茂秀／日本加除出版
『実践民事執行法民事保全法 第2版』 平野哲郎／日本評論社
『倒産法の最新論点ソリューション』 弘文堂
『倒産法改正への30講』 倒産実務研究会／民事法研究会
『例題解説民事再生法』 法書会／法書会
『民事再生法書式集 第4版』 第二東京弁護士会倒産法研究会／信山社
『人事訴訟法・家事事件手続法』 松川正毅／日本評論社
『和解・調停条項と課税リスク』 馬淵泰至／新日本法規出版
『民事調停の実務』 羽成守／青林書院
『刑事弁護プラクティス』 櫻井光政／現代人文社
『令状審査・事実認定・量刑』 虎井寧夫／日本評論社
『裁判員制度廃止論』 織田信夫／花伝社

少年法

『法務総合研究所研究部報告 47 来日外国人少年の非行に関する研究（第1報告）』 法務総合研究所／法務総合研究所

経済産業法

『インターネットの法律問題』岡村久道／新日本法規出版
『判例をよむ消費者契約法関連訴訟の実務・設例 Q&A』岡崎昌吾／司法協会
『企業のための情報セキュリティ』吉田直可／レクスネクシス・ジャパン
『企業法制改革論 2 日本経済活性化に向けた提言』武井一浩／中央経済社
『インターネット新時代の法律実務 Q&A 第2版』田島正広／日本加除出版
『下請法ガイドブック 平成25年9月改訂版』公正取引協会／公正取引協会
『原子力損害賠償紛争解決センター和解事例の分析 Ver.2』福島県弁護士会／福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター運営委員会
『シンポジウム「原子力発電からの脱却」』長野県弁護士会／長野県弁護士会公害対策環境保全委員会
『医師たちの証言』谷川政一／へるす出版
『Q&A 株上場の実務ガイド 改題・改訂版』あずさ監査法人／中央経済社
『M&Aのグローバル実務 新版 第2版』渡辺章博／中央経済社
『東京証券取引所会社情報適時開示ガイドブック 2013年7月版』東京証券取引所／東京証券取引所
『公開買付けの理論と実務 第2版』長島・大野・常松法律事務所／商事法務
『先物取引裁判例集 69』先物取引被害全国研究会／先物取引被害全国研究会
『金融機関等から見た企業の知的財産を活用した資金調達に関する調査研究報告書』帝国データバンク／経済産業調査会

著作権法

『著作権と表現の自由をめぐる諸問題』著作権情報センター／著作権情報センター附属著作権研究所

労働法

『実務家のための労働法令読みこなし術』吉田利宏／労務行政
『臨検なんか恐くない! 労基署対応と適法な労務管理』布施直春／労働調査会
『トップ・ミドルのための採用から退職までの法律知識 14訂』安西愈／中央経済社
『解雇事例をめぐる弁護士業務ガイド』村林俊行／三協法規出版
『有期労働契約をめぐる個別論点整理と実務対応』橋村佳宏／日本法令
『格差社会の克服』広島弁護士会／広島弁護士会「働く人の健康状態の評価と就業措置・支援」森晃爾／労働調査会
『メンタルヘルスと仕事: 誤解と真実』経済協力開発機構／明石書店
『リスクマネジメントとしてのメンタルヘルス対策』日本産業精神保健学会／産業医学振興財団
『実務解説労災補償法』木村大樹／産労総合研究所出版部経営書院
『新労災保険実務問答』労働調査会／労働調査会
『セクシュアル・ハラスメント法理の諸展開』山崎文夫／信山社

社会保障・社会福祉法

『「不平等」社会・日本の克服』日本弁護士連合会

人権擁護大会／日本弁護士連合会第56回人権擁護大会シンポジウム第3分科会実行委員会
『図説よくわかる障害者総合支援法』坂本洋一／中央法規出版
『障害者総合支援法事業者ハンドブック 人員・設備・運営基準とその解釈 2013年版指定基準編』中央法規出版
『障害者総合支援法事業者ハンドブック 報酬告示と留意事項通知 2013年版報酬編』中央法規出版
『生活保護手帳 2013年度版』中央法規出版
『間違えだらけの生活保護「改革」』生活保護問題対策全国会議／明石書店
『児童手当事務マニュアル 5訂』中央法規出版

医事法

『生命倫理の希望』町野朔／Sophia University Press 上智大学出版
『生命と医療の倫理学 第2版』伊藤道哉／丸善出版
『病院・診療所経営の法律相談』田辺総合法律事務所／青林書院
『医療過誤事件から学ぶ薬剤師の失敗学』秋本義雄／南山堂
『医療事件の実務 (DVD) その1 調査編』東京法律相談運営連絡協議会／東京法律相談運営連絡協議会

衛生・環境法

『逐条解説家畜伝染病予防法』家畜伝染病予防法研究会／大成出版社
『水俣病裁判と原田正純医師』水俣病裁判と原田正純医師 編集委員会／花伝社
『1冊でまるごと分かる環境法』日経BP／日経BP社
『水俣病は終わっていない』日本弁護士連合会人権擁護委員会／日本弁護士連合会人権擁護委員会
『森は海の恋人 瀬戸内海沿岸域の保全・再生のために』広島弁護士会／広島弁護士会
『四万十川調査報告書』横浜弁護士会公害・環境問題委員会
『対馬調査報告書』横浜弁護士会公害・環境問題委員会
『西表島調査報告書』横浜弁護士会公害・環境問題委員会
『隠岐調査報告書』横浜弁護士会公害・環境問題委員会
『佐渡調査報告書』横浜弁護士会公害・環境問題委員会

教育法

『東日本大震災・原発災害と学校 岩手・宮城・福島教育行政と教職員組合の記録』国民教育文化総合研究所／明石書店
『体罰ゼロの学校づくり』本村清人／ぎょうせい

国際法

『私法統一の現状と課題』曾野裕夫／商事法務
『EUとグローバル・ガバナンス』安江則子／法律文化社
『国際経済協定の遵守確保と紛争処理 WTO 紛争処理制度及び投資仲裁制度の意義と限界』福永有夏／有斐閣
『外国人従業員の労務 給与・社会保険・労働保険』CS アカウンティング／税務経理協会

医学書

『神経・精神疾患診療マニュアル』飯森真喜雄／日本医師会

『ペインクリニック治療指針 改訂第14版』日本ペインクリニック学会／真興交医書出版部
『甲状腺結節取り扱い診療ガイドライン 2013』日本甲状腺学会／南江堂
『腫瘍崩壊症候群 (TLS) 診療ガイドライン』日本臨床腫瘍学会／金原出版
『糖尿病治療ガイド 血糖コントロール目標改訂版 2012-2013』日本糖尿病学会／文光堂
『シストニアのすべて』梶竜児／診断と治療社
『HIV 感染症診療マネジメント』今村顕史／医業ジャーナル社
『ペインクリニック診断・治療ガイド』飯田宏樹／日本医事新報社
『新癌についての質問に答える』「コンセンサス癌治療」編集委員会／へるす出版
『脳血管障害と神経心理学 第2版』平山恵造／医学書院
『要説産業精神保健』広田典／診断と治療社
『イチからはじめる美容医療機器の理論と実践』宮田成章／全日本病院出版会
『医療現場の滅菌 改訂第4版』小林寛伊／へるす出版
『画像でみる脊椎・脊髓』Naidich, Thomas P.／医歯薬出版
『これでわかる拡散MRI』青木茂樹／学研メディカル秀潤社
『診療所の労務・人事 Q&A155』松田力／日本医事新報社
『熱傷治療マニュアル』田中裕／中外医学社
『脳梗塞 rt-PA 静注療法実践ガイド』峰松一夫／診断と治療社
『5大原則で苦手克服! 急性中毒攻略法』上條吉人／総合医学社
『MIMMS 大事故災害への医療対応』Advanced Life Support Group／永井書店
『摂食障害治療最前線』Nishizono-Maher, Aya／中山書店
『プロフェッショナルから学ぶ医薬品副作用の対応 50』佐藤博／南山堂
『戸田新細菌学』吉田真一／南山堂
『事例で解決! もう迷わない認知症診断』川畑信也／南山堂
『臨床神経解剖学』FitzGerald, M. J. T.／エルゼビア・ジャパン
『画像診断ガイドライン 2013年版』日本医学放射線学会／金原出版
『尿路結石症診療ガイドライン 2013年版』日本泌尿器科学会／金原出版
『科学的根拠に基づく快適で安全な妊娠出産のためのガイドライン 2013年版』厚生労働省／金原出版
『脳腫瘍』寺本明／医業ジャーナル社
『もっとよくわかる! 脳神経科学』工藤佳久／羊土社
『麻酔科医のための気道・呼吸管理』広田和美／中山書店
『新しい創傷治療のすべて』古江増隆／中山書店
『これから始める心臓カテーテル検査』矢嶋純二／メジカルビュー社
『免疫・アレルギー疾患イラストレイテッド』田中良哉／羊土社

判例集等

『交通事故民事裁判例集 45-5』不法行為法研究会／ぎょうせい
『海難審判庁・海難審判所裁判例集 第53巻』海難審判・船舶事故調査協会／海難審判・船舶事故調査協会
『最高裁判所判例解説刑事篇 平成22年度』法曹会／法曹会

抜本的な難病者支援制度の構築を求める会長声明

2011年成立の改正障害者基本法により、従来の法制度において障害者に含まれておらず支援が乏しかった難病者についても障害者とされることになり、現在、わが国の障害者制度改革において、難病者に対する制度の谷間のない支援の一日も早い実現が強く求められている。

2013年10月29日、厚生労働省科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において、難病医療費助成の仕組みを大きく変更する「難病対策の改革に向けた取り組みについて（素案）」（以下、「改革案」）が発表された。厚生労働省は来年の通常国会に上記改革案を前提とした難病医療費助成についての法案を提出する予定である。

しかしながら、改革案は、医療費助成対象の指定疾患を増やす反面、軽症難病者を原則として支援の対象から除外してその対象を限定するとともに、これまで無償措置がとられていた一定の重症難病者を含めた助成対象者に対して負担能力を超えた過大な医療費負担を求める内容となっている。

助成の対象から外された軽症難病者には、重症化せずに日常

生活を維持するために必要とされる適切な医療を受けるための医療費助成が欠かせない。また、重症難病者には、「応能」と称して世帯の可処分所得の1割以上を負担させるものとなっており（患者団体の試算による）、さらに介護費用等を考慮すればその負担はあまりにも厳しい。

このように従来の支援を大幅に削り障害ゆえの特別な負担を強いることとなる改革案は、生存権を保障すべき憲法の趣旨、難病者に分け隔てない基本的人権を保障する改正障害者基本法の趣旨に反するものであって、実質的に制度の谷間を解消するものとはいえず、到底容認できない。

政府は、法案提出にあたって、今国会で批准承認予定の障害者権利条約の趣旨に従い、難病当事者の意見を真摯に受けとめ、真に制度の谷間のない支援を実現するために抜本的な難病者支援制度の構築をすべきである。

2013年11月18日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

1票の較差をめぐる最高裁大法廷判決に関する会長声明

2013年11月20日、最高裁判所大法廷は、2012年12月16日に施行した衆議院議員総選挙について、選挙区間の投票価値の較差が当時最大で2.425倍に達したことをもって、憲法の投票価値の平等に違反することを認めたものの、「憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものということとはできない。」「本件区割基準規定及び本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない。」旨の判決を言い渡した。

本判決に先立ち大法廷は、2011年3月23日、第45回総選挙において投票価値の不平等を認め、その主要因である1人別枠方式を含む抜本的改正を求める判決を示していた。しかし国会は、今回の選挙が施行されるまでのおよそ1年9か月間、抜本的改正はおろか、定数調整すら行わずに選挙が施行された。2011年判決が何ら活かされずに行われた選挙であるだけに、選挙無効の可能性を含めて判決が注目されていた。

本判決が、投票価値の較差が違憲状態にあることを認めたことは、2011年判決と同様であり、当然である。しかし、合理的期間が経過していないとする点にはにわかに賛成しかねる。たしかに、この間、未曾有の東日本大震災に対応する必要があったことは否めない。しかし、実際の国会では、2011年判決

が求めた新しい選挙区割りとは無関係の定数削減論を絡めた選挙制度改革の議論を始めたことにより紛糾し、結果的に、制度の抜本的改正はもちろん、0増5減の定数調整すら、2016年の総選挙まで持ち越されたのである。

本判決のような合理的期間論は、違憲の選挙を有効とするものであり、合理的か否かの確たる基準をもたない尺度を緩やかに認定すれば、憲法の規範力を貶め、憲法の最高法規性（98条1項）ないし立憲主義は画餅に帰していく。そもそも、投票価値の是正は、国会議員の身分が絡む問題だけに、国会内部で治癒することを期待することは極めて困難であり、最高裁判所がメスを入れ、解決の道筋を照らすべきだったのである。かかる意味から本判決は、憲法保障機能を十全に果していないといわざるを得ない。

当会は、国に対して、既に合理的期間が経過したとの前提に立ち、0増5減のような弥縫策ではなく、一刻も早く1人別枠方式を実質的に廃止する内容の選挙区割りに改め、1票の価値の較差をできるかぎり1倍に近づけるよう求めるものである。

2013年11月21日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

過労死等防止基本法の成立を求める会長声明

現在、超党派の議員連盟及び各党において、過労死等防止基本法案の検討作業が続けられている。同法案の主な柱は、①過労自殺を含む過労死等はあってはならないことを基本認識と

する旨を国が宣言すること、②過労死等を防止するために、国・自治体・事業主等の責務を明確にすること、③国が過労死等に関する調査・研究を行い、過労死等を防止するための総合的

な対策を推進すること、の3点である。

内閣府の統計によれば、2012年中の自殺について、原因・動機が勤務問題に関連していたケースは2472件に上っている。また、厚生労働省の発表によれば、2012年度の過労死などの脳・心臓疾患に関する事案の労災補償の請求件数は842件、支給決定件数は338件であり、また、精神障害に関する事案の労災補償の請求件数は1257件、支給決定件数は475件と、前年度に引き続き高水準で推移している。特に精神障害に関する事案の労災補償の支給決定件数は、前年度比150件増で過去最多となっている。これら統計に現れた数字だけからしても、昨今の労働者が置かれている切迫した状況が明らかである。

日本国憲法第27条は、個人に勤労の権利を保障し、労働基準法1条は「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」ことを明記している。しかし、1990年代後半以降のわが国の労働現場においては、一方では景気の調整弁としての非正規雇用が増大し、他方では、ノルマ重視の正規雇用者による過酷な時間外労働、サービス残業が蔓延する事態となっている。ここ数年、国は積極的にワークライフバランスを唱導するが、本年には長時間労働を強制するなどの「ブラック企業」が流行語にさえなっている。本来、個人や家族の幸福追求の手段であるはずの労働が、過労死・過労自殺という悲惨な結果をもたらしている

この現状を、これ以上放置することはできない。過労死等防止基本法の制定が緊急に求められる理由がここにある。

過労死等防止基本法の制定を求める世論はますます高まり、遺族らが同法の制定を求めて集めた署名はすでに約52万件にも達している。また、本年5月17日には、国連の社会権規約委員会が、日本政府に対し、過労死防止対策の強化を求める勧告を行った。本年6月には、過労死等防止基本法の制定を求める超党派の議員連盟も発足し、現在までに120人を超える国会議員が参加している。

過労死・過労自殺によって命を絶たれた労働者とその遺族の無念は計り知れないし、遺族にとっての精神的な衝撃、経済的な不安も大きい。今後も過労死・過労自殺が多発するような劣悪な労働環境が放置され、国民の生命・身体という最も守られるべき法益が危険にさらされ続けるのであれば、労働の価値そのものが毀損され、労働意欲も低下する。そのような状況が、労働者だけでなく、企業にとっても到底望ましいものでないことは明らかである。

以上から、当会は、過労死・過労自殺を根絶することを目的とする過労死等防止基本法の速やかな成立を、強く求めるものである。

2013年11月28日
東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

特定秘密保護法案の衆議院での採決強行に対する会長声明

本年11月26日、特定秘密保護法案が衆議院で強行採決された。東京弁護士会は、この採決に強く抗議し、参議院での廃案を求めるものである。

国民主権のもとでは、政府の持つ情報は、基本的に国民の財産であるから、可能な限り開示されるべきであり、国民は豊富で正確な情報にアクセスできて初めて国の在り方や政府の方針について正しい判断ができる。ところが、同法案は、これとは全く逆の立場に立ち、国民に対して多くの情報を隠蔽しようとするものである。

同法案は、以上の通り国民主権原理に反するものであるだけでなく、憲法上の基本的人権を侵害し、恒久平和主義をないがしろにするものであり、到底容認できないことは、これまでの当会の会長声明や意見書で繰り返し明言してきたところである。しかし、衆議院の審議を経ても、こうした同法案のもつ問題点の根幹は、何ら是正されていない。

むしろ、衆議院の審議の中では、①行政機関の長がその部門に都合の悪い情報を恣意的に特定秘密にすることの防止策は曖昧なままであり、特定秘密の対象に歯止めをかける方策がなされていないこと、②刑事事件の起訴状にすら秘密の内容が書かれず、被疑者・被告人が何の罪で裁かれようとしているのかさえ不明であるため、その防御権が奪われること、③「特定秘密」の秘匿のために、その取得・漏えいなどの実行行為そのものだけでなく、過失犯、共謀、独立教唆、煽動という広範な行為をも独立して処罰できるとされており、罪刑法定主義に反する

こと、④処罰の対象者が公務員だけでなく、広く一般国民にまで及ぶこと、⑤特定秘密指定期間の上限を60年とするなど、その適正さをおよそ検証できず、指定権者の責任も全く追及できないほどに長期の年数を定めていること、⑥国民の信託を受けた国会の国政調査権にまで大きな制限を加えているなど、知る権利の侵害が極めて重大であることなどの問題点が、改めて浮き彫りになった。ところが政府は、まず採決ありきでその後で修正すればいいなどと、同法案の欠陥を自らが自認しているにもかかわらず、実質審議を省いて強引に衆議院で採決したのである。

実際、4党による修正案については提出されたばかりであり、ほとんど実質的な審議らしきものはまだなされていない。地方公聴会も1回しか開かれず、しかもその公聴会の意見のすべてが慎重意見ないし反対意見であったにもかかわらず、その翌日に採決をするなどということは、数にもないいわせた暴挙としか言いようがない。

当会は、憲法を擁護する立場から、このように重大な欠陥のある同法案を拙速に強行採決したことについて強く抗議するとともに、民主主義の在り方に著しい変容を強いる同法案を成立させることにに対して強く反対し、あくまで廃案とすることを求めるものである。

2013年11月28日
東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

石破茂自民党幹事長発言に抗議し特定秘密保護法案の廃案を求める声明

さる11月29日、石破茂自由民主党幹事長が自身のブログで「今も議員会館の外では『特定機密（ママ）保護法絶対阻止！』を叫ぶ大音量が鳴り響いています。」「主義主張を実現しなければ、民主主義に従って理解者を一人でも増やし、支持の輪を広げるべきなのであって、単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらないように思われます。」と発言した。

しかし、世論調査や地方公聴会の結果では特定秘密保護法案の危険性と拙速性を批判する声が大多数であるにもかかわらず、そのような市民の声を聞こうとせず強引に強行採決で同法案の成立を図ろうとしているのは政府及び与党であり、デモや集会における多くの反対の声は、そのような政府及び与党の非民主的な手法に対する多くの市民からの悲痛な抗議である。

にもかかわらず、国会周辺での同法案反対の声に耳を傾けるどころか、そのような市民からの抗議の声を「単なる絶叫戦術」と決めつけ、「テロ行為とその本質においてあまり変わらない」と言い放った石破氏の発言は、憲法で保障されている言論、表現の自由に基づく正当な抗議活動を「テロ行為」と同視して排除しようとするものであり、基本的人権の保障に対する無理解に基づくものであるとともに、民主主義社会における市民の自由な意見表明を抑圧しようとするものであって、石破氏が与党・自由民主党の幹事長という影響力ある立場であることを考えれば、到底容認できない。

石破氏は、この発言に対する強い批判を受け、12月1日、「テロと同じだという風に受け取られる部分があったとすれば、そこは撤回する」等と発言して謝罪したが、相変わらず「本来あるべき民主主義の手法とは異なるように思います」と述べるなど、議会における多数決のみを民主主義の本来の手法である

かのような認識を示し、市民の自由な意見表明を民主主義にとって好ましくないものとする基本的姿勢を変えておらず、前記発言を撤回したとは言えない。

そればかりではなく、石破氏のこの発言は、端なくも今まさに国会で審議中の同法案の危険性を白日の下に晒した。同法案第12条2項は「テロリズム」の定義を定めているが、これに対しては「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要」する行為がそれ自体で「テロリズム」に該当すると解釈されるのではないかと、との疑義が示されている。この点について、政府は「人を殺傷する」などの活動に至る目的としての規定であるとし、石破氏も説明を修正したが、政権与党の幹事長が上記のような発言をしたことは、その後発言が修正されたとはいえ、デモなどの市民の表現行為が「強要」と評価され、直ちに同法案の「テロリズム」に該当すると解釈されることもありうるという危険性を如実に示している。このような「テロリズム」の解釈の問題については、国会審議においても疑念が指摘されたが、政府は条文の修正をしようとしていない。このように、同法案が特定秘密とする「テロリズム」の定義が広範、曖昧であって政府の恣意的指定の危険性が大きく、自由な市民活動をも「テロリズム」とみなして運用される危険性が明らかになったのであるから、同法案をこのまま成立させることは許されない。

よって当会は、民主主義における表現の自由の重要性に鑑み、石破氏の上記発言に抗議するとともに、危険性がより明らかになった同法案の廃案を強く求めるものである。

2013年12月4日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

特定秘密保護法の強行可決に強く抗議し、同法の廃止を求める声明

国会会期末の12月6日、参議院本会議において特定秘密保護法案が強行可決された。東京弁護士会は、この暴挙に強く抗議する。

この法律は、安全保障の名の下に、行政機関による不都合な情報の広範且つ恣意的な秘密情報の指定を許し、膨大な情報を長期間主権者国民の目から隠すだけでなく、秘密指定を解除することなく秘密情報を破棄することを認めている点において、著しく国民主権原理を踏みにじるものである。しかも、公務員に限らず、一般国民も秘密とされた情報を知りたいと持ちかけたり相談しただけで、教唆や共謀として処罰される。ひとたび刑事訴追を受けても、被疑者・被告人にはいかなる秘密に触れ、何の罪で裁かれるのかも明らかにされない。その上、国民が「政治上その他の主義主張に基づいて国や他人に働きかけること」は「テロリズム」に該当すると解釈され得る疑義が残ったままであり、表現活動を著しく委縮させる恐れが強い。加えて、「適性評価」の名の下に特定秘密に関わる者のプライバシーは著しく侵害される。

このように、この法律は、憲法の保障する言論、表現の自由を破壊し、民主主義社会の根幹である国民の知る権利、適正

手続の保障を奪うなど、基本的人権を著しく侵害する点において明らかに憲法に違反する。しかも、この法律は、先に成立した国家安全保障会議設置法（改正法）により発足した日本版NSCと一体で運用されることが想定されており、わが国が集団的自衛権の容認・行使（武力行使、戦争）へと大きく舵を切ったのではないかと危惧される。

当会は、全国各地、各界、各層からの広範な反対の声、多数世論の慎重審議の声に一切耳を傾けず、遮二無二採決を強行した政府の暴挙に対し、強く抗議するとともに、憲法擁護の立場から、数々の憲法違反を抱えるこの欠陥法の改廃を求めて、引き続き活動する決意である。

あわせて、国民主権確立のために不可欠な情報公開制度・公文書管理制度の改正、特定秘密保護法の有無にかかわらず整備されるべき秘密指定の適正化のための制度策定に向けて、今後も力を尽くすことを表明する。

2013年12月10日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

死刑執行に関する会長声明

本年12月12日東京拘置所において1人、大阪拘置所において1人の計2人の死刑囚の死刑が執行された。谷垣禎一法務大臣は、昨年12月に就任後、8人の死刑執行を命じたことになる。

死刑は、かけがえのない生命を奪い、人間の存在を完全に否定するという不可逆的な刑罰である。また、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪うという取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。

日本弁護士連合会は、本年2月12日、谷垣法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提出して、死刑制度に関する当面の検討課題について国民的議論を行うための有識者会議を設置し、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開し、死刑制度に関する世界の情勢について調査の上、調査結果と議論に基づき、今後の死刑制度の在り方について結論を出すこと、そのような議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止すること等を求めている。

当会は、その要請に対して何らの配慮もせずなされた死刑執行を到底容認できない。

国際的に見ると、2012年12月20日、国連総会は全ての死刑存続国に対し、死刑廃止を視野に執行を停止するよう求める決議を過去最多の111カ国の賛成多数で採択した。反対票を投じた国は日本を含め41カ国にとどまっている。また、日本に対しては、国連拷問禁止委員会や国連人権理事会、国連規約

人権委員会から死刑廃止に向けた様々な勧告がなされている。ちなみに、2012年10月現在の死刑廃止国は140カ国（10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国を含む）、死刑存置国は58カ国であって、世界の3分の2を超える国が死刑を廃止ないし執行の停止をしている。

わが国では死刑事件について4件の再審無罪判決が確定しているうえ、近時足利事件、布川事件について裁判所は再審無罪判決を言い渡し、東電社員殺人事件の再審において無罪が確定している。さらに、死刑が執行されてしまった飯塚事件についても、精度の低いDNA鑑定が決め手となったことに疑問が生じており、近時の科学的捜査の発達により死刑判決の見直しとなされる可能性が高くなっている。

このことは、刑事裁判における冤罪の危険性と死刑の執行による取り返しのつかない人権侵害の恐ろしさを如実に示している。

こうした状況において、死刑を執行する必要性があったのか、更には前回の執行から3ヶ月しか経過していない本日の死刑執行について熟慮を尽したのか、あらためて問われなければならない。

当会は、今回の死刑執行に対し強く抗議する。あわせて法務大臣に対し、死刑制度の廃止についての国民的議論の開始と死刑執行の停止に向けて誠実な対応をするよう、重ねて求めるものである。

2013年12月12日
東京弁護士会会長 菊地 裕太郎